

# 第13回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成23年3月24日（木曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

## 【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、池永昇、石川一郎、上田文博、大牟田英子、奥野佳和、久保明彦、金剛育子、菅恒敏、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土居好江、中田昭、中村桂子、新川達郎、西村淳暉、松井恒夫、山内康正、山本衣子（座長・副座長以外五十音順）

## 【行政メンバー】

京都市 川越順二（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

## 【事務局（京都府）】

安藤淳（建設交通部長）、田井中靖久（建設交通部理事）、福井司郎（建設交通部河川課参事）ほか

## 【一般傍聴 1名】

第4 内容

### 1 開会あいさつ

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは定刻になりましたので、第13回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は皆様、年度末のお忙しいところをお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部河川課の田井中でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の安藤からごあいさつを申し上げます。

○安藤（京都府建設交通部長）

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変年度末のお忙しい中、メンバーの皆様におかれましては、第13回鴨川府民会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

御承知のとおり東北のほうで大きな地震がございまして、多くの方がお亡くなりになっております。改めましてお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に対しては、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本日の府民会議でございますけれども、年末から進めておりました御池から三条間の高水敷整備がこの3月上旬で完了しております。それも含めまして報告事項を6件予定しております。また、意見交換の議題としまして、皆様方から提案をいただいております「鴨川の魅力発信」等につきまして3件を予定してございます。いつものとおり盛りだくさんな議題となっております長時間の会議になろうかと思っておりますが、活発な御議論をお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

次に、本日出席の行政メンバーを紹介させていただきます。京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の川越順二様でございます。

○川越（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

川越です。どうぞよろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それから、京都府京都土木事務所長の中野隆文でございます。

○中野（京都府京都土木事務所長）

中野でございます。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

なお、本日は土屋義信様は御欠席でございます。また、川崎雅史様、新川達郎様、三谷桂和様は所用でおくれてこられると伺っております。

続きまして、京都府の出席者を紹介いたします。ごあいさつ申し上げました安藤建設交通部長でございます。

○安藤（京都府建設交通部長）

どうもよろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

私、建設交通部理事の田井中でございます。そのほか関係の職員が出席をさせていただいてございます。

議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は資料として、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席図になっているものでございます。それと、資料1から資料9までを御用意してございます。

不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局に申し出ていただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田様、議事の進行をどうぞよろしくをお願いいたします。

○金田座長

通常ですと、もう桜が咲き始めているころではないかと思えますけれども、ことしは異常でございますが、特に未曾有の大災害でたくさんの方がお亡くなりになりました。会議を始めるに当たりまして、御協力を得て黙禱をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、黙禱をお願いいたします。

〔全員起立〕

〔黙禱〕

○金田座長

ありがとうございました。

それでは、第13回の鴨川府民会議でございますが、本日は式次第のところに書いてございますように、報告事項が6件と意見交換が3件ございます。順番に進めさせていただきます。できればということではありますが、中間くらいでちょっと休憩をとりたいと思えますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

## 2 報告事項

### （1）鴨川御池大橋から四条大橋間の右岸高水敷の整備等について

○金田座長

そうしましたら、まず報告事項の1番から入りたいと思えます。それでは、1番「鴨川御池大橋から四条大橋間の右岸高水敷の整備等について」でございます。説明をお願いいたします。

○木下（京都府建設交通部河川課副課長）

資料1につきまして御説明申し上げます。

御池大橋から三条大橋間の鴨川右岸の高水敷の整備につきましては、写真のように凹凸のある石張りから、体に優しい弾力性のある土系舗装と芝生広場に整備が完了したところでございます。引き続きまして、三条大橋から四条大橋間の右岸高水敷の整備に着手する予定であります。この整備につきましては、整備のできました御池―三条間を委員の皆様に見ていただき、御意見を伺いたいと考えております。その御意見につきましては、今後の整備に反映させる改善点、並びにこれまで御意見のありましたベンチ、低木植栽などの施設の必要性についてであります。御意見につきましては5月末をめどに委員の皆様へ御意見を寄せていただき、それらを踏まえて今後の整備に反映させたいと考えております。

なお、この区間につきましては、治水上の観点から、治水上の安全も踏まえて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

御意見の提出先につきましては郵送またはファクスで、2枚目につけております用紙を用いまして、本庁の河川課整備担当もしくは京都土木事務所の河川砂防室まで御意見を寄せていただきたいと思いますと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、資料3枚目をごらんください。

鴨川小枝橋から京川橋間の右岸の拠点整備についてでございます。この拠点整備につきましては、「鴨川公共空間整備基本プラン」に基づきまして、地元自治連合会などと意見交換をとり行いまして、中ほどに示しました概略の計画図面を作成したところでございます。この絵につきましては、地元と一緒に取りまとめた整備の考え方を1番目に書いております。読ませていただきます。

散策やジョギングを楽しめる遊歩道、サイクリングロードからも立ち寄り、四季を感じられる休憩スポット、伸びやかな河川風景を楽しむ空間の創出、鳥羽地区の歴史や鴨川のジョギングコースの案内サイン、これらが地元と一緒に取りまとめた考え方でございまして、今後これをもとに、さらに地元と一緒に検討を進めていくこととしております。

その検討課題につきましては、地域で愛着を持っていただける方策をどのようにしていくか、どのような樹木を植えればいいのか、地域で愛着を持って管理していただける愛称をどのように考えようかということなどを地域と一緒に考えて、さらに具体的な計画に取りまとめていく予定としております。

以上が報告でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまの御説明のように、鴨川の御池から四条の間の基本的な整備を始めていただきまして、一応、基本的な部分は終わったということでもあります。それと、さらに小枝橋と京川橋の間の右岸の拠点整備を進めているということでございますが、今の話につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

さらに、特に鴨川の御池―四条間については附帯的な施設が必要であるかなかろうとか、あるいはどういうものがいいかということについての御意見も伺いたいということですが、何かございませんでしょうか。

御意見は後で書面でお寄せいただくとありがたいということですが、もし御質問がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○石川

未曾有の災害の後なんでちょっと気になっている点をお尋ねしますが、この鴨川の区間、夏になるとよく集中豪雨があつて、短時間でかなり増水することがあるんですが、この整備された人が歩けるこのエリアに水がつく頻度というのか、発生の可能性というのをお教えいただきたいというのが1つ。で、それに関して、水への注意を促すような、何か啓発的なものが設置されているのか、あるいはされる御予定なのかというのを伺いたしたいと思います。

○金田座長

どうぞ、お願いします。

○山本（京都府建設交通部河川課副課長）

高水敷の冠水の頻度なんですけれども、今年の7月にございまして、その前というのが平成16年の台風23号ということで、降雨の状況にもよりますけれども、これまでの間隔というと5年に1回、さらにそれよりも長い間隔かなというふうには考えてございます。

冠水の啓発等につきましては、当然その水位観測等もしておりますので、上流の出水の状況によりまして必要な規制をかけるということと、それから、水がつかる場所であるというような啓発というのは従来から行っているところでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。特に、具体的に鴨川納涼のちょうど開催途中でも一度、最近そういうことがあったんですが、そのときにも、避難誘導等も含めまして皆さんの御協力で事なきを得たということでございますが、そういった種類の広報、あるいは卑近に言うと、

水の怖さみたいなものは繰り返し繰り返し、周辺の方々あるいはそこを利用するの方々にお知らせしていかないとだめだと思いますけれども、そういったようなことで、特に多くの方々で河川敷・高水敷におりていらっしゃるときに増水があったというのが最近のことだと思います。

はい、どうぞ。

○田中

田中です。どういうマニュアルといいますか避難体制、あるいはそこにおられる方々への、例えば上流域でピンポイントに降った場合に避難指導をどういうシステムで確立しておられるのか、あるいはしておられないのか、その辺のところも具体的にちょっと知らせていただければと思います。

○金田座長

お願いします。

○山本（京都府建設交通部河川課副課長）

1つは、水位の情報については洪水予報ということで鴨川の出水にかかわる予警報を実施しております。これにつきましては、地元の京都市さんのほうにも、消防局のほうにも御連絡というのですか通報して、必要に応じて巡回。それから、当然、出水が予想されるときには土木事務所で必要な巡回をして避難等の巡回指導をするというような体制は現時点ではとってございます。

先ほど座長のほうからありましたように、イベントのときには洪水予報、それから降雨の状況をにらんで、予報の段階に応じて必要な退避措置をとるなり、それを監視して、上流での降雨による影響があるのかなのか、そういったことを監視しながら大規模なイベントについては対応をしているという状況でございます。一番大きいのは、洪水予報を用いて必要な情報を周知していつている。そして、最終的に退避等については京都市さんの消防機関とも協力して対応していくという状況を今構築しております。

○金田座長

いかがでしょうか。恐らく川とこの周辺で、あるいは親水空間としての川の役割を保ちながら、かつ安全を確保するというのは非常に相反する条件の部分がありまして、より安全な施設ができ、より関心が遠ざかるということになってしまうと、これが一方で問題になりますし、ただ単に関心を持っているだけでいいというわけでもありませんので、そのための施設も必要ですから、そのあたりの兼ね合いが非常に難しいので、これはまたいろ

いろいろ改めて御意見をいただきながら進めないといけない点だろうと思いますが、今のよう  
な工事を進めているということで、これについて附帯的な施設などが必要かどうかという  
ようなことについての御意見がございましたら、具体的に書面でお寄せいただきたいとい  
うことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ、恐らく河川敷のことですから水流の妨げになるようなものはなかなかつくりにく  
いんだらうと思いますので、何でもできるというわけはもちろんないと思いますので、そ  
のあたりは考えざるを得ないと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

## (2) 平成22年度鴨川条例禁止行為等の指導状況について

### ○金田座長

2番目の報告事項に移らせていただいてよろしいでしょうか。2番目は、「平成22年度  
鴨川条例禁止行為等の指導状況について」ということですので、説明をお願いいたし  
ます。

### ○福井（京都府建設交通部河川課参事）

河川課の福井です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2の「平成22年度鴨川条例禁止行為等の指導状況について」御説明い  
たします。条例による禁止行為に対する巡視につきましては、昨年度と同じように実施を  
いたしております。放置自転車の撤去につきましては、昨年の4月から京都市さんのほう  
で周辺の道路区域と一体的に実施をしていただいております。

指導状況でございますけれども、禁止区域を定めている行為、バーベキュー、自動車・バ  
イクの乗り入れ、打ち上げ花火等につきましては昨年よりも指導件数が減っておりますが、  
まだまだなくなるというふうな状況ではございませんので、引き続き京都府のほうで指導  
を行っていききたいというふうに考えております。それから、放置自転車の撤去につしまし  
ては、京都市のほうからの報告では、昨年末までに175回ほど実施をしていただきまして、  
1,300台以上を撤去したというふうに報告を受けております。また、新年度早々には、4  
月に自転車の放置台数が増加するということも予想されますので、引き続き取り組まれる  
ことをお願いしているところでございます。

次に、(3)の鴨川環境保全区域内の行為についてでございますけれども、裏面を見てい  
ただきたいと思います。昨年10月の現地調査でもごらんをいただきましたが、現在2件の  
許可を出しております。そのうちの1件が(1)のほうですけれども、既にこれは完了して  
おります。それから、残る1カ所、(2)の木材置き場でございますが、現地調査時に委

員の皆さんからも御指摘をいただいておりますが、申請以上に土砂を持ち込んでおり土砂が擁壁を越えているという現状であるため、申請者に対して行為期間内での是正を求めているところでございます。

報告は以上でございます。

○金田座長

いかがでしょうか。御質問などございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○田中

田中でございます。鴨川環境保全区域内行為についての1番目の写真なんですが、左のほうの写真はコンクリートブロックの設置以前の写真だと思います。これは、どこが川になって、どこが民有地の境界になっているのでしょうか、この写真。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

事務局のほうから御説明いたします。写真の写りがちょっと悪いもので、見にくくて申しわけございません。左側の写真の上のほうがかちょっと黒くなっておりますが、真ん中あたりに白い線が見えますでしょうか。ちょっと水しぶきみたいな形になっておりまして、この上側が鴨川でございます。四角い白いものが並んで写っておりますが、これが設置されましたコンクリートブロックということで、これは土地の上のほうから鴨川に向かって写真を撮ったところのものでございます。民地と鴨川の官地との境界はどこかという御質問がございましたが、ちょうどこのブロックの少し前のところに官地と民地の境界があるということで、確定が済んでおるところの民地側にこういうブロックを設置されたというものでございます。

以上です。

○金田座長

前というのは、この写真で言うと向こう側ということなんですか。

○西村（京都府建設交通部）

そうですね。左側の写真でいきますと上側です。右側の写真でまいりますと、コンクリートブロックの1 m少し前のところに境界があるということで考えてございます。

○田中

土砂崩壊の写真は、この左側の写真が民有地の上部から川のほうに向かって撮ってある

ということですか。

○西村（京都府建設交通部）

はい、そのとおりです。

○田中

その先に何か四角いものが見えているのを、一応崩れるのを防止するために仮に何かしてある。

○西村（京都府建設交通部）

はい。コンクリートのブロックということで、これ小さく見えますが、1個当たりが1m、1m、1mぐらいの大きさというふうにお聞きしております、かなり重たいものが、右側の写真のように見えるだけで6段ぐらい積んであるというような状況で、みずからの土地の盛り土の脚部、一番盛り土のすその部分を保護する目的で設置されたというふうにお聞きしてございます。

○田中

この左側の写真の列は、一番下側の台になってる底辺部になっているわけですか。

○西村（京都府建設交通部）

盛り土の一番上から撮っておりますので、ちょうど右側の積んでいるブロックの一番上のほうが見えているような感じです。かなり高低差がありますので、上から撮りますとちよっと。

○田中

じゃ、左の写真もでき上がった写真なんですか。

○西村（京都府建設交通部）

そのとおりです。

○田中

する前の写真ではなくて、でき上がった後の写真ということですね。

○西村（京都府建設交通部）

そのとおりでございます。

○田中

このブロックの材質というのは何なのですか。

○西村（京都府建設交通部）

コンクリートのブロックでございます。

○田中

これで検査されて、流量や水量に川からの影響はないであろうという判断で完了したと、このように理解していいんですか。

○西村（京都府建設交通部）

先ほど御質問の中でも言っていただきましたが、官地と民地の境界をはっきりさせた上で民地側で設置をしていただいて、それがちゃんと民地でできているかどうかということ、土木事務所のほうで確認をさせていただいて、問題がないという形で検査を終わってございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。

それから、ついでのことですが、そうすると下のものは、この間現地で見せていただきましたけれども、持ち込まれた土の量が多過ぎるので除去作業をしていただいているという、そういう状況の写真ということになるわけですね。

何か御質問ほかにごございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋

環境保全区域内というのがちょっと明確に理解できてないんですけども、この鴨川の上流にあります産業廃棄物の処理施設の中で、そこそこ大きな構造物がこしになってからつくられておりますけれど、その構造物についての認可というのは、環境保全区域内ということで認可されているのか、あるいは環境保全区域内ではないと、外であるというふう認識されているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

なぜこういうことをお聞きするかといいますと、鴨川の保全についていろんな資料が出てますけども、一番鴨川の根幹である上流域について環境改善が余りなされていないような気がします。産業廃棄物処理施設があつて、そこをよく通るんですけども、いろんな施設が拡大されていってる。たまたま高野川の上流にも産業廃棄物施設があるんですけども、そこと比較すると、非常に川に近い、あるいは川と施設の間がほとんどないというふうな状況で、上流域、あるいは中流域、下流域の開発、あるいは改善というのは非常に努力してやっけていただいていると思うんですけども、上流・源流域のところはどんどん産業廃棄物の大きな構築物ができていったり面積がふえていったりすると、一番根本の上流域についてもう少しお考えいただいたほうがいいのではないかとこのように感じておるわけですが、その辺については、構造物の件、それから、将来的に源流の件についての御意見

をお聞かせいただきたいと思います。

○金田座長

お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

御質問は何点かあったんですが、大きな建物が最近建ったというお話なんですが、ちょっと私どもは把握していないということで、実態について確認させていただきたいと思います。ちなみに、手続がなされていたのかという質問もあったのですが、お示したこの2件のみ土木事務所のほうで受け付けておりまして、それ以外のものは現在出てきてないという状況でございます。おっしゃっていただいている内容については確認して、場合によっては対応していくというような形で考えていきますが、次回以降の府民会議のほうで、場合によっては御報告させていただきたいと思います。

それと、鴨川環境保全区域の考え方というところも御質問をいただいていたのですが、たまたまきょうお出ししました鴨川環境保全区域の下の写真の左側でございますが、ちょうど左手のほうに光っているというか白く写っているのが雲ヶ畑のほうに抜けていきます府道でございます。この道路の高さと、写真でいきますと右手のほうに鴨川があるんですが、鴨川までの間、それと対岸のこの道路と同じ高さの範囲につきまして、鴨川環境保全区域ということで区域を設定いたしております。

鴨川条例につきましては、鴨川の清流を守るためにこういう区域を決めるというふうに条例の中で明記させていただいております。一定の行為をする場合については届け出をしていただくという形で、内容を審査の上で鴨川の清流に問題がない行為であれば許可をおろすというような形で対応するという形でやっておるものでございます。

ちなみに、一定の行為というのが土地の掘削であったり、盛り土であったり、工作物の新築・改築、そういったことが対象行為に当たってくるということでなっております。

ただ、既に既存の多くの廃棄物を持ち込んでいた施設があるんですが、こういう既存施設についての指導というのは条例が制定される以前の行為でございますので、以前のものにさかのぼってという形ではできないんですが、ただ、既存の施設につきましても、新しくこの条例に該当するような行為が見られれば指導していくという形を考えてございまして、なかなか昨年の10月に現地を見ていただいたように、閉め切っておられたり入りにくくされておられますので、つぶさに中身の内容を確認するのが難しゅうございますが、いろいろな情報をいただきながら現地指導を行っていきたいというふうに考えてございます。

ちなみに、土木事務所が月に1回集中的に現地のほうをパトロールさせていただいて、新たな違反行為等がないか、そういったものは巡視しておるという状況でございます。

以上でございます。

○金田座長

今の御質問に対してのお答えはよろしいでしょうか。

○高橋

はい、大体わかりましたけれど、将来的に源流域をどのようにあるべき姿として想定されて今取り組んでおられるのかということも加えてお聞きをしておきたいのですけれども。

○金田座長

いかがでしょうか。

○西村（京都府建設交通部）

非常に難しい問題なんです、鴨川条例の6条なんです、総合的治水対策の推進ということで明記させていただいておまして、鴨川流域の森林の適切な管理への支援とか防災、保水や遊水機能の保全等を明記させていただいております。こういった観点で、何ができるのかというところを検討いたしておる状況でございます。

ちなみに、京都府ではモデルフォレストというような事業がございまして、企業の方、一般の方と一緒に個人の方の山を守っていきこうというような取り組みもなされているやに聞いておまして、そういったところと情報交換しながらこの上流域の保全について考えていきたいというふうに考えてございます。

○金田座長

ただいまの御説明の中にありましたように、既存の産業廃棄物の施設のところもこの環境保全区域に入っていると。それから、既に存在するものについては規制はかけにくいとか指導しにくいんだけど、新たな施設、構築物等についてはこの趣旨に従って、行政指導という言葉を使うのがいいのかどうかわかりませんが、そういうふうに対応していただくと。そういう趣旨として理解していいんですか。

○西村（京都府建設交通部）

はい。

○金田座長

ということだそうでございます。なかなか難しい問題で一番微妙で大変なところだとは思いますが、恐らく今の御質問と、特に前回ごらんいただきましたので、多くの

方々は同じような認識でいらっしゃるだろうと思いますが、何かほかに御質問ございませんでしょうか。はい。

○田中

1点だけちょっとお聞きしたいんですが、今おっしゃったように、既存の廃棄物処理場やいろんな開発されているところは保全区域指定地になっていないという理論はちょっともう一つ違和感があるんですが。つまり、保全区域になっているんですけれども指定地にはなっていないとか、あるいは、そののところはどのように変化していてもいいのかという理論になりますよね。その辺の歯どめは、もうどんどん進めていっても指定地じゃないから改変されていてもいいのかと。その点はどのように判断したらいいのでしょうか。

○金田座長

私の表現がまずかったらちょっと訂正する必要がありますが、私の趣旨としては、そこは保全区域なんだけれども、既に存在するものについては新たにそれを撤去するとかそういうような種類の指導はできないだろうと。しかしながら、新しい構築物や建造物についてはこの趣旨に従って行政指導をすると、そういう表現をしたつもりだったんですが、どちらの理解が。

○田中

それはよく理解しております。ただ、既存の今の状況がさらに開発されて中が改変されていった場合でも、いわゆる条例の権限は及ばないのか、あるいは指定地にならないからどんどん中が変わっていてもそれは歯どめができないのか、その辺のところをどのように判断したらいいのかと。

○金田座長

いかがですか。どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

先ほどの説明のときに言わせていただいたように、府道と川の間土地、対岸の道路と同じ高さを結ぶ土地につきましては、すべて鴨川環境保全区域ということで区域指定をいたしております。ですから、既存の施設だけ除外したとかそういう形ではございません。

当然、この条例で書いてございます土地の掘削であったり、盛り土であったり、工作物の新築・改築などは許可を得ていただいて実施していただくべきものということになってございますので、そういった観点での現地のチェックを行っていきたいというふうに考えてございます。

○田中

僕が言ってるのは違うの。既存の場所の中で、幾らでも改変し開発されて変化していてもそれは権限が及ばないんですかと言ってるわけです。新しく構築物をするとか、新しく開発する、これは条例でももちろん許可制でなりますけれども、もう既に条例ができる前からある既存の。わかりますね、焼却場とかいろんなどころについて、さらに中で変化を起こしているいろんな改造をしたりしていく場合に、それが歯どめになるのかならないのか、条例が。それはもう放置したままでしか仕方がないのか、あるいは指導できるのか、その辺のところをお聞きしたいと申し上げているんですが。

○金田座長

いかがでしょうか。

○西村（京都府建設交通部）

条例の中で一定規模以上のものにつきましては指導を行う対象になってまいります。ちょっとそういう観点でお答えさせていただいたんですが、十分説明が行き届きませんで申しわけございませんでした。

○金田座長

指導対象になるということですね。

○西村（京都府建設交通部）

はい。

○金田座長

いかがでしょうか。指導対象にはなるといっても、なかなか現実に大変だろうとは思いますが、この点は京都府だけではなくて京都市のほうとも連携して、ひとつ指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この報告に関しまして、御質問などございませんでしょうか。次に進ませていただひてよろしいでしょうか。

### （3）河川敷地占有許可準則の改正について

○金田座長

それでは、報告事項の3番目に入ります。「河川敷地占有許可準則の改正について」というところでございます。説明をお願いいたします。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは資料3でございますけども、河川法に基づいて河川敷の占有許可を求められた

場合、国から法定受託事務の処理基準として示されている河川敷地占用許可準則に照らし合わせて現在審査しておりますが、今回その準則が改正されることとなりました。

従来、河川敷には公共性や公益性のある施設に限り占用を認めてきましたが、国の進める成長戦略の一環として、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用を全国的な特例措置として可能とするという内容の改正となっております。

資料の裏面を見ていただきますと、その概要をお示ししております。1に「改正の考え方」を示しております。2のところで、今回の改正による特例の仕組みを示しております。この仕組みによりますと、営業活動を行う事業者がいきなり申請をしてきて、それに対して許可を出すというものではございません。まず、地元の地方公共団体からの要望を受けて、河川管理者が地域住民の意見を聞くなどして地域合意を図りながら「区域の指定」「占用方針の策定」及び「占用主体の決定」を行い、ホームページなどで公表するという手順を踏んでいくということとなっております。決定した主体が指定された区域で方針に基づいて占用の許可を受けていただくということになります。

次のページにその手順の流れを抜き出して示しております。さらにその次のページをめぐっていただきますとカラーのペーパーをつけておりますが、これは国のつくりました資料でございます。このカラーの資料の裏面を見ていただきますと、これまで全国で8カ所、社会実験として特別に認められていたオープンカフェなどのイメージがかかれております。このようなものについて、今後は社会実験というのではなくて、特例的な所要の手続により占用許可が可能となるというものでございます。

ここまでの説明が一般的なこの改正の内容でございまして、次の資料を見ていただきますと、個別に鴨川・高野川における取り扱いについて、この河川敷地占用許可準則の改正に伴う事務について示しております。

今回の準則改正によりまして、鴨川でも占用許可対象の拡大は可能となりますが、現時点で、地元の声として特に具体的な要望をお受けしていない状況でありますので、当面は新たな区域指定は行わないものというふうに考えております。ただし、従来から歴史的な経過から特別に占用許可を行ってきた「鴨川納涼床」と「貴船の川床」については、新しい準則に位置づけるという整理を行う必要があります。両施設とも既に長い歴史を有しておりますので、地域の合意という意味では特に問題ないというふうに考えておりますが、区域・占用方針・占用主体の指定を行うに当たりまして、府民会議の意見交換を参考に手続を進めたいというふうに考えております。具体的には、この中ほどの「スケジュール」と

いうふうに書いておりますけれども、次回、第14回の鴨川府民会議でこの内容につきまして意見交換を議題とさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、ことし設置される納涼床等につきましては、既にこの2月から協議・調整をいただいていることから、従来どおりの取り扱いというふうにさせていただいております。

報告は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何か御質問ございませんでしょうか。

済みません、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この資料3の1枚目の裏のところに書いてあって、「占用の特例の仕組み」というので、最初に特例をつくるときには「地元地方公共団体からの要望」というのがスタートになっていますよね。その地元地方公共団体というのは、例えば鴨川でいうと京都市ということになるわけですか。

○西村（京都府建設交通部）

はい、そのとおりでございます。

○金田座長

ちょっとその確認をただけですが、そうすると、後のほうで御説明がありました鴨川納涼床と貴船の川床については府民会議で議論してほしいということですが、それに関して、改めて京都市のほうからそういう申し出があったというふうに理解していいんですか。はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

済みません。京都市から申し出があったということではございませんでして、この仕組みにつきましては、全く何も占用許可をおろしていない何もない状態のところ、改めて川の敷地を使いたいという申し出があった場合の仕組みでございます。納涼床につきましては、既に、もう過去何十年、何百年かわかりませんが、設置されてきているという歴史的な経過もございますので、この要望というところは抜きで、河川管理者としてその指定をすべきという認識でおります。ただ、指定に当たりましては、地域の方々の当然合意がないとだめですというような形で国のほうから御指導もいただいておりますので、そういう合意を諮る、最終的には京都市のほうに同意を求めるような文書のやりとりをするような形になってまいろうかと思うのですが、その前段として、府民会議を通じまして皆さんの御意見をいただいたものを参考にこういった手続を進めていきたいなというふうに考え

でございます。

○金田座長

はい、わかりました。要するに、河川敷地占用許可準則を国土交通省が変えたことに伴って、鴨川としても今まで伝統的な形で利用を認めてきた鴨川の納涼床と貴船の川床につきまして、改めてこの改正された準則に基づいて正式な許可をつくりたいと、そういうことについての議論をこの鴨川府民会議で今度改めてやりたいと、そういうことですね。ちょっと理解がなかなか届かなくて失礼しました。

ほかに何か御質問ございませんか。はい、どうぞ。

○高橋

済みません、ちょっと質問なんですけれど、河川敷の営業目的利用ということが緩和されて、極端に言えば、河川敷にいろいろ営業目的の設備なり施設なりができるというわけではないんですね。それをちょっと確認。済みません、余りよくわからない。

○金田座長

はい、お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

ちょっとどこの場所かという問題もあるんですが、鴨川については、先ほど説明の中で言わせていただきましたが、新たに営業行為を伴うような占用を認めていこうというような形で今現在は考えておりません。京都市からもそういう御要望はいただいておりません。

ちょっと先ほどから御説明させていただいておりますのは、既に納涼床という形で御営業をされている歴史的経過がある施設につきまして、位置づけを整理していかなくてはならないというような認識でございます。

○高橋

済みません。実は2010年5月12日の京都新聞に、「河川敷オープンカフェも」という記事が出ています。基本的には非常にいいことだと思うんです。にぎわいできて、親しみができるんでいいことだと思うんですけども、こういう記事が出てると、普通一般の人は、手を挙げればだれでも営業ができるんじゃないかという認識を持つと思われるんです。そうした場合に、いろいろトラブルが起こる可能性があると思うんです。例えば、大阪の市有地の不法占拠みたいな話もありますので、一度既成事実ができてしまうと、なかなかもとに戻らないということがあるので、その辺の、例えばリスクヘッジであるとか認識の共有化であるとかということをもう少しきちっとしていただかないと、その記事のイメージ

では、「水辺空間のにぎわいを創出することで都市や地域の再生に役立てるのがねらい」ということが記載されておりますので、やみくもにやる、あるいはもう1つ、「植物園の鴨川沿いにオープンカフェを」みたいな記事も出ていたと思うんですけども、そういうことがどんどん進むとちょっと違うことになりはしないかという懸念があって、どういうリスクヘッジというか、その辺の歯どめ、あるいは歯どめがあるのかなのかということもちょっと確認だけ済みませんがよろしくお願いします。

○金田座長

お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、私のほうから御説明させていただきます。先ほど説明をさせていただきましたように、今回の準則改正については、今まで社会実験としてしていたことを全国的に広げましょうということで、新聞記事にもありますように、地域のにぎわいとか、今までは公益性がないと一切認めないというのを規制緩和の一環として認めていこうということで準則の改正にはなります。ただ、少し説明させていただいたように、まず地域的な合意が得られないとだめですよというのが条件として加わっております。資料3の3ページに「占用の特例に関する手続きの流れ」という中で、まず地元の指定に関する要望みたいなものを地方公共団体からいただきます。その要望に従って河川管理者のほうで地元の方々に入っていただいた協議会的なものをつくらせていただいて、その中で民間利用も含めたそういうことをある場所でやることについて、地域としていいのか悪いのかという御議論をしていただいた上で、そういうことが地域的な合意が得られた場合についてのみ、当然のことながらまず区域を指定いたします。その場合でも、区域の指定もある川全部ですよというのではなくて、あるエリアですよとか、それは地域としてどういうふう川を地域づくりなりそういうようなものも含めた形の中で使っていられるか、そういうことによっても変わってまいりますので、そういう地域合意が得られたという前提のもとで動いてまいりますので、まず御心配のように、ただ単に、はいと手を挙げられてオーケーですとかそういう世界ではなくて、やはり河川というのは公共空間でございますので、地域がその空間をいかに地域としてどういうふうにお使いになられるのかという地域合意みたいなものが得られた中で、少しオープンカフェとかそういうことで地域のにぎわいづくりに役立てようというような合意が得られた場合にはいろんな手続をしていきますし、当然、方針の中にも少し、前ページにもございますが、「占用許可を受けることができる施設」という

のも限定されておりますし、これ全部が認められるわけではなくて、こういう地域づくりの中で認められたものについて、ここに載っているような中から選ばれていくというような形になりますので、今のところ本府として、特に今すぐそういうふうな御要望が来るところはございません。

床につきましては、今までも歴史的な文化施設として許可もさせていただいてきたという経緯もございますので、ただ、民間施設というのもございますので、今回の手続にのっとりきちっと区域を定めて、方針あるいは占用主体を府民会議で御意見を聞いて、次回御議論をいただければと思っておるということでございます。

○金田座長

いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○田中

この準則の一部改正、これを今見てちょっと矛盾を感じたんですが、97年に河川法が改正されて、利水、そして治水、もう一つ大きな柱に環境が入って河川法が改正された。その中で、利用というもので、実は川でしか利用できない、あるいは河川敷でしか利用できない、そういう環境の中での利用はいいであろうと。今、各河川の利用委員会、僕も一つの河川の今委員をやっているんですが、どうもこの改正はそれに逆行するような感じがするんですが、河川管理者としてのお気持ちはどうなんでしょうか、この点。何か非常に逆行というか、極端に言うと、許可さえ出せば何をしてもいいということにはならないと思うんですけども、どうも河川の利用の委員会としては非常に矛盾を委員の一人として感じているのですが、これは地方整備局から出てきたんでしょうか。

○西村（京都府建設交通部）

これは国土交通省の本省のほうから地方整備局を通じて通知があったものでございます。

それで、田中委員がおっしゃられたように、京都府といたしましても、まずはこの通知をいただいて少し驚いているというか、どうしていったらいいのかというところをじっくりと研究していかななくてはならないなというふうに考えております。そういう意味で、もうすぐにこれを適用して云々かんぬんというような形で新しいものを設けていくというのはもう少し慎重に考えていかななくてはならないという認識でございます。

以上です。

○田中

今、河川敷の利用については縮小していくと、縮小していかないかのだと。で、今まで、言葉は悪いですけど、暗黙放置しておいて今になって縮小したり、こういう利用の仕方はよくないんだから自然環境を取り戻すために木を植えようとかいろんな形で河川環境にいい利用をしていこうと、今やってる最中なんですよ。それに何か逆行してしまうように。じゃ、今までやっていたところは、そのまま公共性があれば、例えば少年野球のグラウンドがないから河川敷で利用していこうということは、公共性もあるし教育上の問題もいいじゃないかと。じゃ、何でやめる必要があるんだという、逆行するじゃないですか。だから、その点がこれを今見て、どうなってんねやろうと今ちょっと驚いているんですが。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中野（京都府京都土木事務所長）

現場サイドの事務所長としての話になりますけども、田中委員がおっしゃるとおり、逆行する部分もあるかと思うんですが、ここに示されているイベントに供するとか社会実験の場を設けてやっておられるというのは、都市部の貴重なオープンスペースというのですか、水辺に親しむというような部分のイメージだというふうに思います。要は、水に親しんで、そこにおられる方々も楽しめるだろうというような地域について認めていくような方向になるんじゃないかなというふうに思っておりまして、鴨川も含めて、なかなかなじむところは限られてくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。そういうイメージで国も打ち出したんじゃないかなというふうに理解しているところでございます。

○金田座長

今度、改めてこれに関しては御議論をお願いします。材料もちょっと少し整えていただきまして、もう一度改めて御議論をいただくということになると思いますが、京都府のほうでは、一方で鴨川条例という京都府の方針を鴨川条例で決めていただいておりますので、地元の意識としてはそちらのほうが強いうふうに考えてよろしいかと思っておりますので、そのあたりを含めまして、改めて次回に御議論をいただこうというふうに思います。

この件につきましては、いろいろ具体的な意見がまた出てくるとは思いますが、何か。はい。

○大牟田

準則の一部改正のところで、「治水上、利水上の支障を生じることがない区域であること」という場合に、御池大橋から四条大橋まで時々水がつかますけど、こういうことは別に構わないのでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

現在、鴨川納涼床が占用されている部分のことを言われているのかなと思うんですが、この部分につきましては、河川の洪水を想定した高さ以上に床の高さを設定していただくとか、流れ方向に斜めの材料を入れないとか、鴨川条例の中で、特に占用を与えるに当たっての取り決め、審査基準を設けまして、それをもとに許可を与えているところがございます。その納涼床につきましては治水上問題ないのかなというような形で考えてございます。

○金田座長

具体的にはいろいろ御疑問その他あると思いますが、これは改めて次のときに御議論していただくということでよろしいでしょうか。問題は既に御指摘いただいているように思うんですけども、しかしながら、鴨川としてどうするかということは改めて御議論いただくと。

本日、御質問ということで、これに関しましてございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、きょうのところはちょっと疑問を残したままですけども先に進ませていただきまして、報告事項の4番に入らせていただきたいと思います。

#### （4）水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改訂等について

○金田座長

報告事項の4番は、「水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改訂等について」ということで、資料4ですが説明をお願いいたします。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料4について御説明いたします。

京都府では、各水域ごとに環境基準を定めておりますが、近年の水質改善によりまして、今回15年ぶりに改訂がされました。鴨川に係る内容もございますので今回報告をするものでございます。

具体的には、資料4の中ほどの表のところがございますように、「高野川合流点より上

流」、それから鴨川下流の「勸進橋より下流」の2地点の類型が、右のほうに行きましてAのイというふうに改訂をされております。この見方でございますけども、この裏面及びその次の参考という資料に類型指定の一覧及び環境基準を示しておりますけども、A類型の水質が達成されている区間というふうに位置づけがされたというものでございます。

この類型の見直しの要因としては、下水道の普及や河川美化を初めとする水質保全の取り組みの結果というふうに考えておりますが、今後とも、鴨川・高野川の清流が保全されるような取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

何か御質問ございませんでしょうか。要するに、鴨川は少しきれいになったのでランクを上げたというふうに理解してよろしいのでしょうか、単純に。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

（うなずく。）

○金田座長

いかがでしょうか、何か御質問は。はい、どうぞ。

○杉江

鴨川の会の杉江でございます。鴨川下流、勸進橋より下流となっておりますが、これは京川橋というか西高瀬の合流点ぐらいまでですか、きれいになったというこのAというのは。

○西村（京都府建設交通部）

この表の見方なんですけど、この下流と書いてあるのは桂川の合流点までの区間を指しているというふうに認識してございます。

○杉江

はい、わかりました。

○金田座長

ほか。はい、どうぞ。

○菅

ちょっとお尋ねします。この環境基準の類型指定というのですか、鴨川上流と下流ということで今回対象になってますけども、中流域が対象外になっていますね。現在、中流域の類型の、いわゆる環境基準の類型というのはどういう数字になっているのでしょうか。

○金田座長

はい、お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

済みません、資料4の1枚目の裏面をごらんいただけますでしょうか。こちらの上から、宇治川、桂川というふうになっておりまして、鴨川が3つ並んでございますが、高野川合流点より上流が1つ目ございまして、鴨川上流（2）というのがありまして、高野川合流点から勧進橋までの間、これが今御質問のところだと思うんですが、既にAのイということで、15年前に類型指定がもう既にされておるところでございまして、今回、上流から下流まですべてAのイになったということでございます。

以上です。

○金田座長

この類型については、要するに中流という表現はないということですね。

○田中

しかし、こんな長い距離同じなんですか、水質。

○金田座長

いかがなんでしょう。水質、こんな長い距離みんな同じなんですかという御質問ですが、はい、お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

この類型の関係で、京都府の環境の部局の方が来ておられますので、ちょっとお話をさせていただきます。

○下村（京都府環境管理課）

今回の類型指定の見直しにつきまして作業させていただきました環境管理課から若干説明させていただきたいと思います。

先ほど説明をいただきました資料4の裏面の表にありますように、鴨川全域を便宜上、鴨川上流の（1）、鴨川上流の（2）、そして勧進橋より下流を鴨川下流というふうに分けてさせていただいておりまして、それぞれの水域ごとに、年度ごとに環境基準の達成の状況を私どもで評価をいたしまして公表させていただいているところです。

先ほど御指摘の、全域同じAという評価になるのかということなんですが、結果的に今回の見直しによりまして、Aが達成できたかどうかで環境基準の達成・不達成を評価するということが23年度からなります。平成8年、前回の当てはめまでは、鴨川の下流だけが

Bという基準を当てはめておりまして、Bがあるべき姿という形だったんですが、先ほど座長に言っていただきましたとおり、この15年の間にかなり鴨川の水質がよくなってきたという現状を反映させていただきます、全域Aということになっております。

実際にAを目標とすると言いながらもAのイということは、現状既に達成をしておることですので、この状況を今後も継続するための取り組みを引き続き行っていきたいということを考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

中田さんどうぞ。

○中田

中田でございます。今の類型がAということで非常にきれいなイメージを受けるんですけども、ちょっと資料2に戻りまして、残土とかそういうことが放置されている上流域に関して、気分的にはちょっとやっぱり土から流れ出る有害物質とかそういうことを懸念するわけですけども、データのとられているポイントとかデータの水位とかそういうことも、いわゆる柘野ダム上流域についてはいかがなんでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○下村（京都府環境管理課）

若干説明をさせていただきますと、先ほど御説明させていただきましたAですとかBですとか、あるいは京都府ではCは既になくなってしまったのですが、例えばA B C Dというランクづけをさせていただいて、それぞれの水域に目標となるべき水質を当てはめまして、その達成・不達成という評価をすると申し上げましたが、それはどちらかといいますと、一般的に水の汚れを評価するためのBODというもので評価をしております、一方で、御指摘のいただきました有害物質、環境省のほうで定められている有害物質というものが数十種類ございまして、その測定もあわせてしております、それは年間の平均値で基準を超過した場合には不達成ということになりますので、それについても測定を現在しております、鴨川につきましては問題ある数値は出ておりません。

以上でございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○池永

済みません。そもそもの話をちょっとお聞きしたいんですけれども、類型指定することによって、行政が行政に対して努力義務を課せるという意味ですか。例えば、Aにすることによって、行政としてはそれなりの資金をつぎ込んで下水処理をより積極的にやるとかそういった類型指定という意味というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○下村（京都府環境管理課）

御指摘のとおりでございまして、私どもの環境部局で、鴨川以外にも府内で類型を指定する河川というのを選定しております。すべての川で類型指定をしておるわけではございませんで、やはり目標値を定めるべきという河川を選びまして、その河川、それから一部北部に海域がございましてけれども、海域の一部についても指定をしているのですが、御指摘いただきましたとおり、目標を定めてそれに向かって各種の事業を展開していくというそのための目標値という位置づけでございまして。

以上です。

○金田座長

はい。

○池永

具体的には、例で結構なんですけど、例えばどういうことをされるというふうな感じになるのでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○下村（京都府環境管理課）

鴨川につきましては、なかなかそのイメージというのはわきにくいかと思います。といいますのも、京都市内は今回の見直しで、そのランクを上位方向に見直したという一番大きな要因の1つは、下水道の整備ではなかったかなというふうに考えておまして、ただ、京都市内につきましては、既にかんりの整備が、ほぼ100%の整備が行われているという状況がございまして、なかなかイメージがしにくいかと思うんですが、それ以外の水域につきましては、まだまだ水洗化施設の整備というのが進んでいないところもございました

り、あるいは川にそのまま、そのままといいますが当然一定の処理はなされているわけですが、工場からの排水を流されているところもあります。そういうところについての監視指導というのも私ども環境部局でやっております、そういうことを長年やってきた成果が徐々にあらわれてきたというふうに我々としては評価をしております。

以上でございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○杉江

きょうのこのデータのほうでは、京都府さんのほうの調査でBの分がAになったとかいう話ですけども、京都市さんのほうも、毎年たしか1回か2回やっておられますよね。その基準とこの基準は別なんですか、一緒ですか。

常に京都市の環境白書の本が僕のほうに送られてきてずっと見ておるんですけども、鴨川の場合は、特に高野川の絡みになると、源流域になるとAAになつとるんですよ。それ以外は全部大体皆Aで、それから京川橋がたしかBだったと僕は記憶してるんです。そやから、こちらの京都府さんの分で見ると類がAになったと。そうすると、京都市さんの基準のAとかBとか、それが違うのかなと思って。一緒なんですか、それは。

○金田座長

お願いします。

○下村（京都府環境管理課）

済みません。ちょっとややこしくて申しわけございません。それについても少し説明が要るかと思えます。

先ほど私が御説明させていただきましたのは、国の基準によります環境基準の類型指定というものなんです、それとは別に、京都市さんは独自で環境保全基準というのをお定めになっておられまして、それについての評価、その達成・不達成を別途評価なさっているかと思えます。私どもが指定した水準と同じ基準を設けておられるところもありますし、一部は我々よりも少し高い基準を目標値として定められていることがございますので、基準同士を比較すると若干ずれているところもあるかと思えます。

済みません。その辺、ちょっと補足説明が要るかと思えますが。

○杉江

うちの会としては、いろんな学校で環境学習もやっておるんです。その場合、京都市さ

んと京都府の出しているデータの基準にギャップがあると、やはりこれはちょっとややこしいので、その点、やっぱり統一してもらったらいかがですか。

○下村（京都府環境管理課）

それもちょうと説明をさせていただきますと、測定は、実際の採水ですとか分析データを出す作業は、京都市内につきましては京都市さんがなさっているんです。一部、国が直接、鴨川はちょっと違うのですが、府域で言いますと宇治川、木津川、そういった大きな河川については国が採水されて分析データを出されている。京都府域のデータについては私どもはすべて集約をさせていただきますして、類型指定をしたところについての達成・不達成の全体の評価をさせていただいているところでございまして、データ自体は同じものをごらんいただいているかと思います。

ただ、達成したか達成しなかったかという基準は、環境基準で言いますと私どもの先ほど説明していただいたものが物差しになるんですけれども、京都市の一部については京都市さんが独自でもう少し上乘せした基準を定めておられまして、それについて達成・不達成の評価を京都市さん独自でなさっている部分があるかというふうに考えております。

○金田座長

上乘せというふうに今おっしゃったのは、分析の対象を広げるという意味ですか、それともよりきれいになるという意味でのレベルが高いという意味なのか、どちらなんですか。両方なんですか。

○下村（京都府環境管理課）

それも座長におっしゃっていただきましたとおり2通りございまして、私どもが網をかけている部分以外のところに網をかけておられるところもありますし、それから、私どもが類型指定しているところに、例えばAという基準を当てはめているところにAAの基準を定めておられたりというところがございまして、2種類あるというふうに考えております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

済みません。疑問を感じますね。例えば、そしたら京都府さんのほうは独自で鴨川の水質調査なりはやっておられるんですね。それがこのデータなんですか。これは目標か、そうか京都市さんは現実やっておられます。年に1回やっておられて、1年後ぐらいにデー

タが僕らの手元に来るんです。そうすると、京都府さんの掲げている類が、京都市さんではBであっても京都府さんではAというような達成目標という感覚でね。

○下村（京都府環境管理課）

済みません。ちょっと繰り返しになりますけれども、ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれませんが、ごらんいただいているデータは同じものです。といいますのも、京都市内の河川については京都市さんが採水して分析をなさっていますし、京都市以外の府域については京都府が採水・分析をしている、国については国がなしている。そのデータをすべて吸い上げまして先ほどの当てはめをさせていただいていると。同じデータでありながら、京都市内については一部高いレベルの物差しを当てはめておられるということになります。

○杉江

なるほど。そうすると、基本のデータは京都市さんから来たデータということですね。わかりました。

○金田座長

何かほかに御質問など。どうぞ。

○大牟田

環境基準というAAとかA、B、Cとかというのはもう決まっているわけですから、京都府も京都市もないんです。この鴨川の水質検査をしてくださっているのは京都市がしてくださっています。京都市も1年に1回、11月に『京都市環境情報』というのを出してらっしゃいまして、これを見ているとよくはなっています。ちゃんとしたデータ、1.2だとか1.幾らとかというのが出ています。さっき中田さんがおっしゃった柘野堰堤から北のほうは高橋でやっけていまして、0.9、0.8という値が出ていますので、Aぐらいです。この京都市が出している『環境情報』の「BODの75%水質値」というのを見ていると、ほとんどよくはなっていますけれども支流がまだまだ。言っているのかどうか分かりませんが、西高瀬川とか山科川なんかは結構悪い数値が出ていますので、そのところを京都市の方、何とかしていただきたいなと思います。

私は余りBODは、川のどこの水をとってBODなのかというのが。高橋なんかはいいとしても、三条大橋のどこの水をとってBODなのかという疑問はあるんですけれども、この京都市が出されている『環境情報』を見ていると、かなり川はきれいにはなっているようですが、支流を何とか京都市の方、していただきたいなと思います。

○金田座長

ありがとうございます。大分理解はできてきた部分もあるんですが、さらに要望は出ておりますが、ほかに何か御質問などございませんでしょうか。

それでは、さらにその理想を高めて御尽力いただくということをお願いしたいと思えます。

(5) 自然環境等に関する「鴨川のあるべき姿」の取り組みについて

○金田座長

報告事項の5番目に入らせていただきます。「自然環境等に関する『鴨川のあるべき姿』の取り組みについて」ということです。資料5でございますが、説明をお願いします。

○山本（京都府建設交通部河川課副課長）

鴨川のあるべき姿につきまして、現在、鴨川の整備などに当たっては自然環境等に配慮して実施をしていくということで河川整備計画のほうにも明記しておりまして、その基本となる諸情報を「鴨川のあるべき姿」という形で取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

資料の「目的」のところでございますが、将来にわたって保全・再生など環境を守っていくいろいろなものについて、鴨川のそういう事象について「あるべき姿」という形で取りまとめをしていきたいと。その「あるべき姿」に基づいて環境の改変や影響をできるだけ抑えるように配慮した河川整備、もしくは維持管理を進めていきたいというふうに1点は考えておりますし、その情報をさらに広く府民と共有していくような情報提供、それから啓発活動というのかお知らせをしてまいりたいというふうに考えてございます。

「あるべき姿」では、府民や地域、それから団体などがいろいろと把握しておられるさまざまな自然環境等の事象を収集・整理いたしまして、情報を表示した自然環境マップなどを作成・公表していきたいというふうに考えてございますし、またそれをホームページや現地での表示板等で紹介をしていくというような情報発信を今考えてございます。

収集する主な事象でございますけれども、保全・再生すべき植物群落とか動物生息環境、それから野鳥の産卵とか生息の場所、こういったところについては中州のところでもいろいろと情報もいただきながら既にやっておるところでございますけれども、そういったものの把握。それから、自然の湧水の箇所、それから少し幅は広がりますけれども、鴨川らしさを感じる風景、沿川の隠れた史跡等、それから、鴨川はやはり昭和10年の水害を受けた後、縦断的に落差工を設けている河川でございますので、魚類の移動等に支障が生じてい

るのではないかというような箇所、さまざまなものを幅広く求めていきたいというふうに考えておりますが、事例として主なものということで列挙させていただいております。

当面の対象の区間ということで、現時点で、鴨川につきましては合流から終野堰堤付近と、それから高野川については鴨川合流から三宅橋上流、八瀬の入り口くらいまでかなというふうに、現時点では当面の区間として、情報をいただきたいエリアということで考えてございます。

先ほど来から、源流のあるべき姿というようなお話もございますし、情報提供としていただくところとして完全に除外するというものではなくて、また必要に応じて拡大も考えていきたいというふうに考えてございます。まずは、当面維持管理をしていく、それから整備をしていく中で、早いうちに情報を集めて整理をしておいて、影響のないように工事管理をしていくというところをまず優先してやっていきたいなというふうに考えてございます。

それから、あるべき姿については、学識者もしくはこの府民会議等での意見などを踏まえて分類整理をしていきたいというふうに考えてございます。

一番下になりますが、スケジュールということで、22年度の末からホームページを一部開設をいたしております。23年度、調査それから取材等をやっていきたいというふうに考えてございまして、中間的な取りまとめをしてこの会議でも御意見をいただいた上でマップ等の作成等に入っていきたいということで、大体、24年度内を目途に進めていければというふうに考えてございます。

「情報収集など」につきましては、現在ホームページの開設ということで、別紙ということで次のページに、今既に「自然環境等に関する『鴨川のあるべき姿』」ということでお寄せいただきたいというのをホームページには載せてございます。その中で、現状の鴨川の状況を踏まえた上で必要な、先ほどの自然のさまざまな事象について情報をいただきたいというのを設けておりますし、寄せられた中から、例えば写真等風景につきましては、その裏面になりますけれども、写真ギャラリーということで、隠れた名所の紹介というような形で整理をして、載せられるものから随時公表しているという状況でございます。

京都府といたしましては、なかなかホームページだけでは限りがあるところもございまして、いろいろと広報活動をしていく必要があると思っておりますので、さらにその工夫なんかもしていきたいというふうに思っておりますが、ぜひ府民会議の皆様方からも、御意見とか、こういったところに聞きに行つてはどうかというような情報もいただいた上で、

取材調査等を通じて事実関係を確認して整理をしてまいりたいというふうに考えてございますので、今こちらの枠囲いしておりますが、河川課の計画担当のほうに御一報いただければ、お伺いするなり取材をするというようなことも含めて対応していきたいというふうに考えてございます。

あるべき姿の取り組みについては以上でございます。

○金田座長

要するに、資料5の真ん中辺に書いてあるような内容についての情報提供を求めて、それで府民会議の御意見も聞きながら、23年度と24年度の2年間くらいをかけて「あるべき姿」というのを取りまとめていきたいということだと思いますので、これにつきましても、ぜひとも御協力をお願いしたいということでございます。

何か質問。はい、どうぞ。

○西村

西村と申します。今、御説明を受けて、これは非常にすばらしいことだと、私は結論的に思います。そういった中で、ここであいまいというのでしょうか、概念をどうとらえるのか。これからのことかと思うんですが、自然環境等に関するあるべき姿、こういうテーマなんですが、自然環境というのを、これまた先ほどの水質の問題だとか、等々非常に広範囲な事柄になりますので、そういったことをどういう概念でとらえるのかということ。例えば、鴨川に関して言えば、歴史問題もございまして、あるいはまた文化芸術との関係もある。鴨川は、京都の川あるいは日本の川の姿ということで、いろいろの側面があります。当面、自然そのものにしぼるのも方法かと思われませんが。

それと、先ほどから課題になっております柘野堰堤以北の自然環境というのが、これからの鴨川の将来の姿として非常に重要なテーマだと、思います。

幾つか申し上げましたけれども、そういった面で分類し、情報収集をされて、それを今後どういうふうにされるのかということは府としてお考えになるし、また、描かれておりますように行政だけの問題ではなくて、府・市民の協力、あるいはまた自覚、こういったものが必要だと思われまして。そういう意味合いで、このことについては、ここでも議論し合って、そしてこれからの姿というものをお互いに確認し合って行ってそれを徐々に実行に移してゆくべきだと、私は思います。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○土居

あるべき姿というネーミングについての御質問と申しますか要望でございます。大変すばらしいお取り組みだというふうに思います。ただ、「あるべき姿」というのは非常に行政的な用語に思いますし、もっと夢があって、わくわくドキドキ、何かみんなが情報を発信したいなとか、もっとこの情報発信に自分も加わりたいというような、もう少し夢のあるようなネーミングを、ちょっと一ひねり二ひねりしていただけたらなというふうに思います。

大震災で東京も随分揺れたようでございまして、先日3連休を利用して東京からアメリカ人が、もう既に日本在住9年目のアメリカ人でございますけれども、京都に避難してまいりました。3日間御一緒しまして、鴨川を見てほっとしたと言うんです。京都駅に着いてみんなの笑っている顔を見てほっとした。鴨川を見てほっとした。何かそういったいやしの効果といたしますか、安らぐ、何かそういったものも含めて、もう一度「あるべき姿」のネーミングについて御検討を賜ればというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただきました。これもまた検討をさせていただいたらと思います。どうぞ。

○松井

済みません。鴨川のあるべき姿なんですけども、また鴨川から四方、北、東、西と見える風景ですね、それを一緒に鴨川自身と同時に考えていかないと、たまたま鴨川を歩いていると、例えば東西のほうのお店屋さんなんかにはちょっと京都にそぐわないような看板があったり、しかも景観条例に違反しないような形で窓の内側に張ってある看板というのはひっかからないので、外に出ない窓の内張りにしてあるポスターとかそういう宣伝広告、そういうのも、やはり鴨川だけではなくて鴨川から外へ見て、東山を見てどうか、北山を見てどうかというのも十分考えていかなければならないと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。この収集する自然環境等という問題がありますが、それに景観とかなんかというのも含めたらどうかというようなことですよね。もうちょっと範囲を広げて情報を集められたらどうかという御意見だと思います。「自然環境等」と書いてあるのはやっぱり難しいですから、少しわかりやすくしたほうがいいのかもしれない

ね。

はい、どうぞ。

○田中

この取り組みは鴨川条例と重複するところが多々あると思うんですが、鴨川の対象区間というのが、桂川の合流点から柘野堰堤までと書いてあるのですが、自然環境を主体的にとらえた場合、やっぱり大きな影響を及ぼすのは、スケールのにもボリューム的にも、それより上流だと僕は思っておりますので、それはやっぱり起点まで延ばすべきだと思います。ぜひ起点まで延ばしてください。でないと、何か大事なところが抜けてしまっていると思いますので、よろしくお願いします。

○金田座長

これも大変重要な御指摘だと思います。これは当面ということであれですが、何か理由があって当面こうされたということなんでしょうか。事務局のほうは。

○山本（京都府建設交通部河川課副課長）

まず、いろいろと事業に入っている部分もございますので、そういったところから優先というところでは考えておったんですけど、決して今言いました鴨川の全体をやっぱり考えていくべきだということがございますので、それと収集の中での書き方なんかについては、ちょっと点検をした上で幅広く意見をいただけるように修正をしたいと思っております。

○金田座長

どうぞよろしくお願いいたします。鴨川条例自体が進化するような形でできるような構造をとっておりますので、結局、鴨川条例をよくするという方向にもなるんだろうと思えますし、この広く御意見を集めて、それを分類整理して方向性を具体的につくっていくというのは大変結構だというような皆さんも御意見だろうと思っておりますので、これからでございますけれども、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

#### （6）鴨川四季の日～冬～の取り組みについて

○金田座長

それでは報告事項の6番目に入らせていただきたいと思いますが、報告事項の6番目は、「鴨川四季の日～冬～の取り組みについて」。これは実施されたものの御報告でございますが、お願いいたします。資料の6ですか。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料の6についてでございますが、「鴨川四季の日～冬～の取り組みについて」でございますけども、本年の冬の日は2月20日から27日までとして、この資料でお示ししておりますとおり、ホームページによる情報発信や“鴨川探検！再発見！”「水辺の野鳥観察会」、それから京都府庁2号館1階での展示などの情報発信を行っております。

説明は以上でございます。

○金田座長

何か御質問はございませんでしょうか。

それでは、ようやく報告事項だけが終わりました。少し休憩を入れさせていただいて、私の時計が今、ほぼ3時10分か11分ですが、3時20分から再開させていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではちょっと休憩をさせていただきます。

[午後 3時10分 休憩]

[午後 3時20分 再開]

○金田座長

それでは再開させていただきたいと思います。

### 3 意見交換

#### (1) 鴨川の魅力発信について

○金田座長

意見交換の部に入らせていただきますが、意見交換の(1)「鴨川の魅力発信について」でございます。資料7で説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料7について御説明いたします

「鴨川の魅力発信」というふうにしておりますが、サブタイトルにありますように「鴨川・高野川に架かる橋梁下の利用について」、意見交換をいただきたいというものでございます。資料7に、今までの鴨川府民会議で出された橋梁に関連した意見を示しております。さまざまな御意見が多数の方から出されておりました。これらをまとめてみますと、この中ほどの破線で囲っておりますところのように、暗い、汚いとのイメージやさく等により未利用となっている橋梁下を開放的な空間や府民に利用できる有効な空間としていけばどうか、また、その一つの方法として、利用者の利便性向上のための案内や鴨川の魅力発信の場として利用すればどうかというものと考えております。

その活用例を下にお示ししております。それから、治水上支障のない範囲でいろいろと考えていただければと思います。

それから、2枚目、3枚目を見ていただきますと、現在の鴨川・高野川の橋梁の右岸・左岸の写真でございます。すぐに活用できる場所もございますのでお示しをしております。2枚目、3枚目、表裏になって現在の右岸・左岸の写真を一応お示ししております。

それから、その先に折り込みで、「鴨川・高野川概略図」というのをつけております。この概略図をちょっと見ていただきますと、この概略図に示しております赤い橋梁につきましては、現在ホームレスの方が起居しているところでございます。丸の数字を見ていただきますと、これはそこに起居されている人数を示しております。これらを参考にさせていただきまして意見交換をしていただければというふうに考えております。

資料の説明は、簡単でございますが以上でございます。今回の資料にありますような橋梁下の利用につきまして、これまで何度か意見を出していただいております杉江委員様に改めて御意見をいただけると幸いです。よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。今の説明にありました、杉江さんはたしか床の間みたいになんやらという話をしておられたような気がせんでもないですが、何か御意見ございますか。

○杉江

前回のとき、皆さん方にもいいお知恵を出してほしいというようなことを言っております。結果、橋梁の下の場合、高さ、幅、奥行き、全部違いますので、その地域に合った環境での橋梁下の活用というのが大切だと思います。と同時に、イコール、もし川が増水した場合どうなるかということもあります。それと、何か構築物みたいなものをやる場合でも、いわゆる治水に影響のないような形と、万一何か損傷があってもすぐ再現できるというような方法が必要だと思っております。

それと、これは夢みたいなことかもわかりませんが、その地域の、流域の今の橋梁によっては、草花とかミニ庭園とか枯山水というようなことも一つの考えがあると思います。そして、地域の歴史絵巻やミニ模型の展示、例えば葵祭りとか祇園祭りの鉾のミニを飾るとか、京都のそういう伝統文化的なものを、やはり観光客も多く来ることですし、そういった面。それから、鴨川流域の歴史や名所を紹介する。それもやっぱりその橋梁のほうの環境によりますから、そういったこと。

それから、流域に生息する、例えば上流域とか中流域とかいろいろありますので、恐

らくその流域によって、例えば野鳥なり、それから魚も植物いろいろとありますけども、水生昆虫なんかもみんなやっぱり違いますのでね。そういったのをそのコーナーで紹介することによって、また子供たちが鴨川に来たときにそういった勉強もできるというようなこと。それと、流域によっては流域の園児や小学生による絵画とか工作なんかの展示。それと、先ほどの魅力発信的ないろんなこともありますけども、鴨川の四季折々の写真の展示ができるようなシステムというようなことですね。

それと、今のそういったものをつくるに当たっての橋梁のすぐ下、いわゆる河川敷から見れば天井の部分ですね。ライフラインが通ってる橋もありますけども、そういうなのを、例えば鉄骨が丸出しではイメージも壊れますので、いわゆる全国的に放置竹林が結構ありますので、そういったものの素材で網代みたいなものをやったりとか、ルーバー風に竹を囲い。直接雨は当たりませんので、橋梁の下ですから、そういったことで。また、恐らく場所が場所ですので、不心得な者がおりますので、やはりそういったのをせっかくしたは壊されるということも当然あると思いますので、私が考えていたのは、いわゆる透明のかなり丈夫なアクリルなんかにして、防水性にしたりして、そんな方法を考えたらどうかなと思ひまして。当然、かぎとかそんなのは要ります。もちろんそういうようなのは地域のほうのいろんな各団体に維持管理的なことをやはりやっていただくのが第一目標ですけど。それと、恐らく夜の防犯のためと思って、やっぱり電気の関係が要ると思うんですよ、照明がね。これについては当然LED、そして太陽光の利用と、そういうような形をちょっとある面から言えば夢みたいなのもあると思うんですけども、私はちょっとそんなような気持ちしております。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。これに関しましては、まだ定まった方向性というのを見つけれないんだと思いますが、非常に問題のある、問題を解決することができるのであれば大変すばらしい対象だと思いますが、どのような形でも結構でございます。御意見をいただければありがたいと思います。

はい、どうぞ。

○菅

橋の下の有効利用ということで非常によい考え方だと思います。それで、資料7の2枚目の写真、いろんな橋の下の写真がありますが、どこを見ても感じることは、暗い、そ

して無機質であるということです。不気味ですね、何となく。寄りつきがたい場所という、そういう感じがします。できるだけ今後これを有効利用するためには、橋の下、この辺をもう少し明るくなじみやすい場所に、まず何よりもそういうことが大事じゃないかなと思います。

ですから、今おっしゃったように、明かりをつける、夜だけでなく昼間でも明かりをつけたらいいんじゃないかなと思います。明るくするという。それから、やはり橋の近くに草木が植わっているところというのはやはり雰囲気は明るいですね、写真を見ても。ですから、全部植える必要はないかと思います。入り口出口というのでしょうか、その辺にちょっといろんな、日陰でも育つような草木類とかそういうようなのを植えて、できるだけこのあたりを明るくするということが、まずそのための工夫が必要ではないかと思います。

それと、中の利用に、いろいろな展示とか写真とかそういうこともありましたけど、一つこの中に、いろんな学術書、水生の生き物とか魚とか鳥とか、そういった学術書が、図書館みたいなものですね。その小さいものでもいいと思いますけど、京都御所でも母と子の森に小さい本棚が置いてます。橋の下は雨が掛かりませんから、そういったところに子供たちが魚をとりに来たり鳥の観察に来たときにちょっと寄って参考に見れるというそういうためのそういう学術書、資料集というのでしょうか、そういったものを置いて、ちょっとした図書館のような形にしたらどうかなと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○上田

この問題はいろいろ簡単にいかないことだと思うんですけども、具体的に京都府さんのほうで、直接的にホームレスの方といろいろ対話をするとかそういう役目は果たしておられるのでしょうか。あるいは、例えば防犯上のことからいけば、警察がかかわってもいいかもわかりませんし、出火とか火災のことを考えれば消防局とかがかかわってもいいでしょうし、いろんなかかわり方があるんですけども、今はどちらの部署が主体的にこういう問題に対応していらっしゃるのでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

ホームレスの指導についての御質問かと思うのですが、京都土木事務所のほうで、日々、鴨川・高野川の公園的な利用の部分については職員が巡視いたしております。その中で、ホームレスさんの方が目に余るような行為をされるようなときは注意もさせていただいておりますし、出水期前とか、年間3回なんですけど、京都府の関係する部署が集まりまして一緒に合同の退去指導ということで、川は基本的には出水すると危ないところですので、ホームレスの方の生命にもかかわりますから、早く立ち退いていただきたいというような形で文書をお渡しして指導をしているというような状況でございます。

ちょっと人数とかその辺が出ておりませんで、先ほどの資料2のところにも、参考でございますが、ホームレスさんの小屋の撤去状況とかそういうのを載せております。昨年の4月からことしの2月まででございますが、一斉指導は3回させていただいております、17人の方に退去いただいております。小屋も8カ所撤去させていただきました。これは放置されている分ということで撤去させていただきました。現在は、鴨川では46名、高野川では5名の方が起居されているような状況でございます。最近、つい1週間ほど前なんですけど、高野川につきましてはお一人退去されまして、4名ということになってございます。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○上田

土木事務所というと、何となく私どものイメージからいくと、そういう人に接するのにもう一つかなと思うんです。例えば、行くところがないとか、泊まる場所がないとか、あるいは仕事がない、働きたくても働けないとか、いろんなそういう問題になってきますと、生活保護とかいろんなそういう福祉の分野にも入ってくるので、そういうことを土木事務所の方が毎日やっているんでしょうけど、そういうところまで突っ込んで、その人がちゃんと社会復帰できるような相談に乗るとか、あるいは職業訓練を受けたらどうですかとかいろんなアイデアとか、そういう土木事務所の人ですと、何となく監視に来たとか怒りに来たというイメージだと思うんですけど、もっと本人の身に考えてくれるような人が当たられたらまた違うことが起こるかもしれないと素人は思うのですが、いかがでしょうか。

○金田座長

今またちょっと説明をしていただきますが、この府民会議の席にもボランティアでホームレスの方々といろいろ対応してくださっているところとか、あるいは実際にホームレスの方々が希望されれば移っていただく宿舎だとかそういうものの準備とかも含めまして、あるいはその対応の状況とかいろんなことをホームレスの方々の接触と言うと変てこな表現になったら困りますけども、とにかく具体的な状態をよく御存じの方にお話を承ったりとかそういうことも、かつて、あれは1年か2年ほど前でしたかにやりましたけど、もちろんそれでも一遍になかなか解決はうまくいかないんですけれども、そういったこともこの会議としてもやってまいりましたが、説明をちょっとお願いいたします。

○西村（京都府建設交通部）

今、座長にお話をいただきましたが、京都市の福祉部局、地域福祉課という課がございまして、こちらのほうがホームレスの支援をされている部署ということで、府民会議に来ていただいて取り組みについて御説明いただいたことが過去ございます。

22年度でございますが、新しい施策というものをここの部局のほうで展開されておまして、これは何かというと、ホームレスさんのところに直接行って、こういう福祉のメニューがあるんですがいかがですかという形でホームレスさんのほうに働きかけていくというか、積極的にお話に行かれるというような施策を講じられておるといふふうに聞いております。何分立ち上げられたのが去年の秋ぐらいということでちょっと遅かったのですが、その結果報告をできれば府民会議でしてほしいという要請もしております。多分、次回以降、まとまればそういうところからお話もいただけるかなというふうに思います。

それと、そこの部局と連携した成功事例なんですけど、先ほど説明の中で言いました高野川の1名退去いただいた方については、土木事務所のほうで指導して、どうも福祉の話もされているということなんで、市の福祉のほうとも連携して、当然、市にも土木事務所がございまして、左京土木事務所という事務所なんですけど、事務所とか、橋梁の管理をされているところとか、皆さんと連携をして受け皿をちゃんと確保した上で出て行っていただけた。非常に、ある意味成功事例というふうに考えておるのですが、こういう事例をどんどん積み重ねて行って、1人でも早く退去していただけるような努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○金田座長

はい。

○上田

済みません、参考までに。大体ひとり暮らしだと思うんですけど、いわゆる独居だと思うんですけども、年齢別に言うと、いわゆる高齢者なんでしょうか、それとも、そこそこの壮年者が多いんでしょうか。もし高齢者ですと、それこそ孤独死という問題が去年ぐらいいからずっとありましたけど、全くそれと同じようなことで大変深刻な問題なんですけども、ちょっと教えていただけますか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

お話はいろいろさせていただいているんですが、なかなか年齢まで聞き取りというところまでいけない方もおられますので、正確な年齢というのはわからないんですが、事務所のほうと一緒に指導に入っている中では、非常に高齢の方が多いのかなということを感じております。当然、中には若い方もございまして、30代の方という方もあるんですが、非常にまれでございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○久保

納涼床の組合の理事の久保でございます。ちょっとこの添付してあるホームレスさんが起居する橋梁ということで、これはいつ調べられたものかわかりますか。

○西村（京都府建設交通部）

昨年の12月16日に一斉の指導を行いまして、そのときに把握している数字でございます。

○久保

ちょっと質問いいですか。

○金田座長

はい。

○久保

二条大橋というのが赤丸で囲ってあって、右岸側に①という数字が入っていますよね。これは住んでらっしゃる人数というふうに先ほど御説明があったと認識しているんですけど間違いはないですか。二条大橋の右岸です。①と書いてありますね。

○金田座長

はい。

○久保

おられますか、あそこに人。いないですね。あそこの方、どこかから勝手に電気引いて火災を起こしたもんだから強制退去させられているはずなんです、かなり前に。それとか、この葵橋の近辺、写真が写っていてブルーシートがつけてあるのが見えるんですけど、これはイベントか何かされるためのブルーシートなんですか。

人数は入ってないんですけど、これ物置に使ってはるのかな。この葵橋というのがありますよね、資料7のめくったところの写真があります。ブルーシートがありますね。これは何かホームレスさんが物置に使ってはるのですか。住んでらっしゃるんじゃない。人数入ってないんですけど。

○金田座長

お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

二条大橋の下の部分については、ちょっと私どもはちゃんと把握できてなかったので確認をさせていただきたいと思います。

葵橋の右側の左岸のブルーシートについての御質問かと思うんですが、ここの部分については、平常時というかふだんずっと住んでおられるというようなところではなくて、住んでおられないのであれば除却しようかなということで土木事務所のほうが指導に入ると、そのとき住まわれるというような形で聞いておまして、その方が持ち込んでいるものがこのブルーシートで囲われている部分というふうに聞いてございます。

○久保

済みません。一応、これは参考資料と出しておられるんですけども、今申し上げたように、この二条大橋の件でもそうですけども、1つ全く違う記載があると、どんだけの信憑性があるんやろうということになってしまうと思うんですよ。せっかく人数は入れてはるし、すごくきちっと調査してらっしゃるのかなと思っても、明らかにこの二条大橋は違いますからね。そんなのが1個あったら、ほかの数字なんて何の意味もないような数字に思えるんですけどね。いかがでしょう。きちっとした調査ができてないんであれば数字列記をしても意味がないんじゃないかなというふうに思うんですけど。今後このようなことのないように。

○金田座長

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますけれども、なかなか難しいんだと思います。もしほかにここで示してある事実と違っているということがございましたら、また御指摘をいただいたらありがたいんですが。はい、どうぞ。

○高橋

今の数字の話ですけれども、実は私、きょう午前中に賀茂川の通学橋から四条まで、マラソンのトレーニングで1週間に2回か3回走っているんですけども、走ったんですけども、多分この数字は間違っていると思います。きょう走ってみたところによりますと、例えば北山大橋の下にもいないし、北大路橋の下にもいないしというふうなことが多々あるので、これはもっと改善されていると思います。二条大橋の下にもいないし。

確かに賀茂大橋の橋脚が2つほど右岸にあるんですけど、その裏側にはまだ住まわれているのはきょう見てきましたけども、そんなふうに、ここまで現状はひどくはないと思います。資料は今後精査していただければいいと思うんですけども、それに関して、この鴨川の魅力発信と橋梁の下の利用についてということは、いつぐらいをめどにある程度の改善をされようというふうに思われているのかということをお聞きしたい。

なぜこういうことを聞きたいかといいますと、前回のこの会議でも提案がありましたように、24年3月に京都マラソンが開催されます。その京都マラソンのコースはそのときに我々にも配布されて、それから地域でいろいろ京都マラソンについて説明があるところによりますと、賀茂川の北大路橋から河川敷を南へ下って御池大橋まで下る。で、御池大橋から一度河川敷から上がって、今度は二条大橋を東へ渡って二条大橋から荒神橋ぐらいままでを今度は左岸を走って上るというコースになっています。そういうコースになっているということは、去年の11月のこの会議でも皆さん御存じだと思いますけども、1万5,000人全国から来られて、その家族であるとか支援者を含めると3万人以上の多くの方が来られて、この鴨川の周辺で応援をされるということになったときに、この橋の下の環境改善をできるだけ急いでいただいたほうが、鴨川の魅力発信ということについてはいいのではないかというふうに思っております。

そんなことで、橋梁の下の改善がまずいつごろぐらいまでをめどに、どのようにされるのか。それから、京都マラソンのときに鴨川の堤防を走るときに、非常に狭い部分もあるんですけども、魅力発信としてきちんと発信できるチャンスであるにもかかわらず、マイナスイメージになると非常に京都としては得ではないと思うので、その辺を考慮して、魅力発信と、いつまでにどのように改善されるのかということをお尋ねしたい。

○金田座長

お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

まず、きょうも走られて現地のほうを御確認されて、おられないところもあるよというお話だったんですが、例えば北大路橋の左岸側で①というふうになっておりますのは、事務所から聞いておりますのは、ふだんは小屋を置いているようなホームレスさんではなくて、ベンチに寝転んでそこにじっとおられると。で、また移動されてまた戻ってこられるというような形のホームレスさんというふうに聞いておりますし、ちょっとほかの箇所についてはちょっと状況を確認させていただきます。先ほど久保さんのほうから御指摘もありましたけど、出す以上精度をちゃんと上げておくべきという御指摘でございますが、もっともだと思いますので、その辺についてはチェックをするようにいたします。

それと、京都マラソンとの関係で、いつ整備を考えているのかということでございますが、今回皆さんからいろんな意見をいただいて、どういう方向で施策を講じるのがいいのかということを考えるということをおもっておりまして、具体的に御提案いただいたものが次の府民会議とかで、こういった施策が講じられますというような提案ができれば、今年度、数カ所試行的にやってみるという方法もあるのかなというぐらいで考えております。具体的に、24年の3月に開催される京都マラソンに間に合うようにやるのかというお話ですが、それについては、京都マラソンに間に合わせるためにこういうことを考えていくというふうなことは考えてございません。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村

今の件に関して私の思いを申し上げたいんですが、鴨川の魅力発信、これまた非常にいいテーマだと思います。問題は、やはり今個別的なことの御回答がありましたが、ホームレスの方をどういうふうに指導・支援するかということが一番重要なことだと思うんです。それが、先ほど府だ市だということですがけれども、基本的にはやっぱり京都市さんが。先ほど座長もおっしゃいましたけれども、二、三年前に詳しく御説明があつて、私もその場面で本当によく理解できたと思うんですが、しかしその進捗が非常に難しいわけです。

少し長くなりますが、そのときの資料で、1年未満の人は働きたいという方が半分ぐら

いられる。ところが5年以上おられる方は今のままでいいというのが87%いらっしゃるんです。ということは、9割近くがもうこのままおりたいというふうにおっしゃっているわけです。恐らくこの方々は健康上・経済上の問題、あるいは今が楽でいいわということかもしれない。そういったことを、よく面接なりなんなりして、これは人権問題ですから非常に重要なテーマですから、ただ総論で、人数がどうかということだけではなくて、本当に府と市と御一緒にされて、あるいはまた、周りの人も御支援する人もあるかもしれませんが、そういう形で、まずホームレスの方をどういうふうにするのかということが重要だと思うんです。

ですから、いろんな施設をつくるということは非常にまたいいことだと思いますが、ホームレス問題が一番重要であって、そこにいろんなものを掲示するとかいろんなこともこれまたあるかもわかりませんが、マラソンも当面問題ですから、このことが重要だと、思います。

敷衍して申し上げますと、先ほど御意見があったように、明るくするということが非常に大切だと思うんです。ですから、いろんなものを置きたいという気持ちは私もありますけれども、何もなしで明るくするという。それと、ホームレスの方を極力少なくすること、人権を含めて、というふうに思います。

資料館云々の話がありましたけども、今京都府で北山地域の再開発ということでプランをつくっておられて青写真も拝見しましたけども、そういったところに資料館とか、あるいはまた展示とか研究室とかいうものをつくれるということが重要ではなからうかと、そういったふうに私は思います。

○金田座長

ありがとうございます。御意見ほかにいろいろあると思うんですが、御意見をいただければと思います。

○中野（京都府京都土木事務所長）

改めて言うのもなんですが、京都土木でどのようにしているかというのだけ一言申し上げますと、私も含めまして、ホームレスの方々にじかにお話はさせていただいています。

今、西村委員におっしゃっていただきましたように、いろんな方がおられます。このままおりたいというような方も確かにおられますし、非常に強行的な方もおられるし、どうしてもここにおらざるを得ないという事情の方もおられます。そういう方々と対応しながら京都市さんと連携をとってやっていくという思いでやっておりますが、なかなか人権問

題もあって、いつときに進んでいないというのが実態でございます。

それと、ホームレスの人数の件につきましては久保委員がおっしゃったように、不確かな部分もありもっと精度を上げていきたいと思うんですけども、この数字というのは、今ここに何人お住まいですかというようなことをじかに聞き取りしながら上げていった数字でございます。変動もしていると思います。それで時点時点で多少変わってくるかと思うんですが、聞き取りをしたところ、おおむねこの数字であったというふうに御理解いただければと思います。ただ、これについてはもうちょっと精度を上げていきたいと思いますが、先ほどの説明もありましたように、ふだんがおらなくてたまに来るとような方についても、聞いた限りはそこに数字を上げたりもしておりますので、その辺の取り扱いもちょっと検討していきたいというふうに思っております。

なかなか努力してないとおっしゃられるとつらい面もあるんですが、年3回みんなで手分けしながら、ヒアリングもしながら、個々に状況も聞きながらやらせていただいているというところを御説明し補足させていただきます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。せっかくの御努力に水を差すようですが、これから暖かくなるとすれば、またふえるんじゃないかなと私は個人的には思いますが、いろんな問題があるんだと思います。いろんな問題があるからこそ、ちょっと積極的にアイデアをいただければということなんです。はい、どうぞ。

○杉江

今のホームレスの問題を解決してからと言えば、まず無理でしょうね。ということは、私が考えておるのは、既におられない箇所から試験的に。実際やったからといって、周りの人が、おお、よかったと。逆に、世の中はこういういろんな状況があつてすぐに壊されるかもわからんしどうなるかわかりません。けども、できるところから一応試験的にチャレンジしていったらどうかと思っておりますので、ホームレスさんがみんなそれぞれ就職するなり河川敷から出ていかれるというのは、まずここ5年10年は無理だと私は踏んでおります。また次から次と出てきますので、ですから、できるところが手をつけられたかどうかと、こう思っております。

○金田座長

実際こういう改良というのは、ハードの工事だけは短期的にできるわけですが、それを

ずっと維持するというのはなかなか難しいと思います。それに関連してちょっと事務局のほうでもしわかったらお聞かせいただきたいんですが、これだけたくさんの橋が鴨川にはあるわけですが、この橋の近くの町内というか小さなコミュニティの単位でいくと、コミュニティと橋の数というのはどのくらい対応したり、コミュニティの数というのはもっと少ないのですか、橋の数と比べますと。1つの町内会にかかわるところの鴨川の橋の、例えば東側と西側と両方ありますが、それぞれのコミュニティの数というのはどんなものなのですか。もっとたくさん。はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

済みません。中流域から上流域にかけては、割と小さな単位での町内会というか、そういうのが接しているというふうに認識しております。下流のほうに参りますと、町内会を連携した連合町内会みたいな単位でまとめられているようなところもあるやに聞いておりまして、資料1のときの説明の中にありましたが、あれは上鳥羽の連合自治会のことを指してお話をしておったんですが、そういったところもあるというふうに聞いております。

○金田座長

ありがとうございます。なぜそんなことをお聞きしたのかと申しますと、要するに、ハードの部分は仮にやったとしても、やはり河川敷の橋の下に人が関心を持って、ただし、もちろん増水時の問題とかがあるわけですから危険なことはだめなんですけども、関心を持っていただかないと、後、維持ができないんじゃないかなと思ひまして、そうなるとういう近隣のコミュニティの方々、町内会の方々がそこをどう受けとめて、どのようにしたらいいというふうに思っておられるのか、あるいは多少なりともやっていただけるのかというようなことが一つのポイントになるんじゃないかなと思ひまして、ちょっとそれで承っただけなんです。ほかに何か。はい。

○大牟田

橋は京都市の管理なんですか。それで、橋の裏も京都市なんでしょうか。そしたら、お答えいただくのは府ではなく京都市の方にさせていただかないと。

○金田座長

いやいや、それこそまた厄介で、ハードの部分というか河川敷の中の空間とか場所とか設備とかは府の管理なんですけども、そこに人がおられたりすると、それはそこに住所があるわけではないんですけども、それは京都市が担当となられるという、そういう種類のものだろうと思ひますので、非常にそこは厄介ですね。何かおっしゃることがありました

ら。はい、どうぞ。

○西村（京都府建設交通部）

済みません。座長の御発言に補足させていただきますと、橋そのものは京都市の管理しているものもございますし、国もございます。それと、橋の下の空間は、おっしゃられたとおり河川管理者のほうに管理していかなあかんですが、ライフラインの関係で京都市の橋梁のほうに管理されているところもございます。護岸部分については河川管理者が管理と京都府が管理というふうに考えてございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○池永

利用に関してですけれども、すべての橋というわけにはいかないと思うんですけれども、例えば、三条ですとか四条大橋あたりは、先ほどのオープンカフェという話がございましたですね。私のイメージとしてはそのあたりですとか、出町柳の三角州といいますか、あのあたりですね。やはりそういったものを検討する余地はあるんじゃないかと思います。技術的には、いろいろ洪水の問題等々あってどういう形のオープンカフェになるかどうかは別にしまして、そういった方向での利用というのは一つの案として検討していけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○金田座長

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○奥野

NHKの奥野と申します。1つお聞きしたいのですが。今、橋梁の下にフェンスをそのまま設置されているところがあると思うのですが、私も昭和10年の鴨川水害の映像を見たことがあり、その時は、やはり流木などが橋の欄干のところに非常にたまって、それが水害のもとになったというようなことがあるので、フェンスがあること自体が非常に危険な状態ではないかなと認識しているのです。私自身は、やはり橋の下は何もないのが一番いいかなと思いますが、そこら辺のフェンスをこのままずっと置いておかれるのか、または治水と防災の観点で、それは撤去すべきというふうにご考慮されるのかをお聞きします。

それと、いろいろ活用例でも出ておりましたように、いろんな案内表示をして、例えば次の橋まで何百メートルですとか、この橋を行くとどこに行きます、何々寺が近いですと

か、そういった案内表示をすることによって、府民の人、あるいは観光客の方も一つの目安で次の行動に移れるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。さくの件はいかがですか。

○山本（京都府建設交通部河川課副課長）

さくの件ですけれども、流れの方向に設けられている面については、もともと網の状況になっておりますので、大きく水流を阻害するというような状況はないだろうかと思います。

ただ、横断方向になってくるようなところについては、確かに今、御心配されるように、ごみがひっかかるとかいうようなことは考えられます。その面積的な部分からすると、それほど大きな、むしろその増水によって橋の部分で、昭和10年のときの写真なんかではそこに流木がひっかかってさらに水位が上昇してあふれていった、橋に力がかかったというような状況がございますので、橋の下の部分でのフェンスで直ちに危険な状態になるというふうな状況ではないだろうというふうには考えております。ただ、いずれにしても、ないほうがいいということは事実でございます。

以上でございます。

○金田座長

何かほかに。はい、どうぞ。

○中村

日本野鳥の会、中村です。私も橋の下には何もないほうがいいと思うんです。橋の下は橋の下でいいと思うんです。私たち河川敷をしょっちゅう調査して歩いているんですが、橋の下というのはほっとできる場所なんです。それで、暗いとか、ホームレスさんが怖いとかいろいろ意見が出ているようですが、別にホームレスさんを怖いと思ったこともありませんし、とにかく橋の下というのは、夏の調査なんかのときには本当にほっとする場所なんです。

それと、もし明るくして人が集まれるようなところにした場合、一般の人から死角になる場所でもありますから、犯罪の発生する可能性がかなり多い場所にもなるということを考えていただきたいと思います。橋の下は原則何もないほうがいいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○大牟田

私はいつでも北大路橋のことが気になるんですけど、ここは水量が多くなると水を逃がすところになっていますよね。だから、橋の下というのは大体低くなっているのではないのでしょうか。だから、今、中村さんがおっしゃったように、やっぱりかなり気をつけないといけない場所なんじゃないのでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

今、橋の下は本来何もなくて、積極的な利用というよりも、何もない状態をいかにして維持するかというのが大変だという、そう考えたほうがいいという御意見もたくさん出ているわけですが、いかがでしょうか。

これは、そうすると、どういうふうに。つまり、魅力を発信するという点から言えば、ネガティブでなくて何か魅力的なものがあればいいということですが、しかしながら、橋の下を積極的に利用するということは十分考えないとマイナス面が出てくるということも御指摘いただいていると思うんですが、特に今御意見にはありませんでしたけども、やっぱり明るくすると、照明するなどということになると、またさまざまな虫、季節によりますけど、虫の問題とか野生の鳥類などにもどんな影響を与えるのかちょっとわからないんですけれども、そういう問題もあるかもしれませんし、やっぱりちょっと考えるべきことは多いというふうには思いますね、私がわかっているわけではないんですけれども。いかがでしょうか、ほかに何か御意見をいただけると。

はい、どうぞお願いします。

○金剛

私も橋のことは、歩いていますと、やはり何と申しますか、ちょっとやっぱり暗いイメージがあって、そこはなるべく早く通り抜けたいような、やっぱりどうしても女性の側から見るとそういうイメージがあると思うんです。

今お話がありましたように明るくする、とにかくその場所を、そういう暗いじめじめした場所ではなくて明るくするというのが一番いいと思うんですが、そうすると今お話に出たような問題がまた出てくる。大変その辺が難しいところだと思うんです。

例えば、これは京都だけではなくていろんな日本各地でこういう場所があると思いますし、それからまた、海外でいろんな橋があって、そういうところがどういう利用をされて

いるかとか、ちょっと幅広く海外とかいろんな例を参考にされて、今まで十分に考えてこられたのかもわからないですが、ちょっとそういう視点でまたいろいろ考えていただいたらどうでしょう。

ただ、私も先ほど御意見がありましたように、京都の場所ですので、この橋ですとこういう名所が近いとか、何かそういう案内みたいなものをばっといろいろ立てられて、ホームレスの方々がいきにくいような、物理的にそういう場所にしてしまうという、何かそういう手もあるのかなとちょっと思ったりします。

○金田座長

ありがとうございます。はい、川崎先生、先に。

○川崎副座長

橋の下に照明をつけるかどうかという。つけるとすると護岸にはつけられなくて、橋をライトアップするという意味で、京都市のほうで恐らく照明を引っ張ってこないといけないということになるかと思うんですけど、先ほどからのお話と、それから今、やはり電力を、環境の面だとかいろんな意味で電力削減、さきの大震災の問題等もありますので、そういう意味ではなかなか照明というのを、この護岸直接というのは難しいと思うんですが、もしやれるとすると、上のほうの橋詰広場とか橋の上のところというのは広場があったりちょっとした階段があったりして、橋の交通量が多ければ12ルクスですか、大きな照明灯が立っているのですが、間接照明みたいなものを周辺で補って、間接の光で少し橋の下を明るくする。全部明るくはなりませんけれども、ほんのりとした京都らしい明かりとかそういうものも可能。全くできないことはない。ただし予算とかそういう問題、先ほどの環境問題もありますから。

それともう1つは、この北大路橋とか出雲路橋にある必要最小限のさくが普通のフェンスで、これはどぶづけの色とか、北大路橋なんかはちょっとしたペイントをした色がありますけども、こういうものをヨーロッパのカフェなんかは使っている。木のフェンスですね。木が斜めに、格子の入ったラティス型のものにして、例えばそういうフェンスをちょっときれいにして、そこにフックで軽いポスターのようなもの、額のようなもので、それも軽いもので、それで先ほど座長が御指摘されたみたいな、コミュニティでそこにちょっとフックでかけて。そのパネルなんかは同じようなデザインにしていくというようなことで、本当に簡単なギャラリーで、洪水に影響のない、しかも場所を限定して、今フェンスのあるところを少し徐々に変えていくぐらいのそういうことを少しするだけでも、ちょっ

とは印象が変わるかもしれないというふうに思いました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうですか。

○杉江

このホームレス問題というのは、この府民会議ができてからずっといろいろと出ております。先ほど述べられたように、ほんまは何にもないほうが一番いいと思います。けど、いろんな議論の末に、そこを何とか明るいアメニティーの場所にしようというようにいろんな話が出てきたと思ってるんです。それで、一時多いときは、たしか百四、五十名ホームレスがおられたということもありまして、今現在、たしか70かそのけたぐらいだと思うんですけど、その昔は、はっきり言って四十四、五名はずっとおられました。そやけども、今みたいな雰囲気ではなかったんです。ある一定、決まって何か催しがあるときなんかは逆に数日どこかに行っておられるとか、こぎれいにするとかいうのがありましたけども、ちょっと最近はいろいろと変わってきてますのでね。

そこで、本来なら川とすれば、橋の今の下のほうがネットフェンスとか全部張ってあります、バリケードとかね。ほんまはないほうが一番いいと思います。万一、鴨川が増水したときに、先ほど述べられたように、やっぱりいろんな材木がひっかかったりしますので、何もないのが一番いいと思います。ひょっとしたら、そのまましておいたら果たしてどうなるかということです、問題は。

だから、恐らく管理している京都土木事務所においても、ネットフェンスとか立ち入りができないようにやっているのは、また住まわれたら困るというねらいがあって、やむを得ずというのでね。中にはネットフェンスのかぎを壊して入っている人もおります、現実。ですから、確かにないほうがいいというのはもちろん僕も賛成です。けど、現実そのまま見過ごしたら本当にいいのかなと。これ、恐らくまたふえます。すぐに100名ぐらいになると僕は思っております。ですから、その何か折衷案がないかということで、それじゃ、明るい環境に持っていったらどうかとか、地域が見守るような環境に持っていったらどうかというので何回かいろんな提案が出たと思うんで、皆さん方の思いもそうだと思います。何もないほうが一番いいと思います、そら。けどそうしたら、さあ果たしてどうなるかということは。まず減ることはないでしょう、僕はそう思ってます。

○金田座長

いろんな問題を出していただいているんですが、ほかに語意見ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。ちょっと事務局にお聞きしたいんですが、これに関しては、ちょっともう少し継続的に御検討をお願いすることにして、今急に御意見を集約して何かすぐに具体的に始めるというほうがいいのか。例えば、一つどこかの事例で、どこかで一遍やってみるというようなことは方法としてあり得ると思うのですが、様子を見たからといって何の解決にもならないかもしれませんが、少し知恵がないかどうかもう少し考えみるとかいろんな方法があると思うんですけど、どういたしましょう。はい。

○西村（京都府建設交通部）

きょう皆さんにいろんな意見を出していただきまして、先ほど杉江さんがおっしゃっていただいたとおりの思いは皆さん同じ思いをお持ちなのかなど、橋の下に何も無いほうがいいと。それは管理者としても同じような考えなんですけど、ただ、ホームレス対策を前面にこういうことをやっていくという形では今考えてないんですが、ホームレスさんがおられない未利用のところについて、有効に使えるものであれば何か考えられないかなという観点で今回改めて議題を提案したところでございます。引き続き、座長がおっしゃっていただいたように、またこういう議題設定をさせていただいて皆さんからの御意見をいただくという場を考えていきたいと思っております。そのときには、先ほど金剛様からおっしゃっていただいたほかの事例とか、ほかで成功しているような事例とかそういったものもちょっと探してみたり、御提示できればどうかというふうに考えてございます。

以上です。

○金田座長

そうしましたら、いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。しかし、集約する段階にはまだ至りませんので、もうちょっと周囲の事例を集めていただいた上でまた御検討をお願いしたいと思います。またもしアイデアがございましたらお知らせいただきたいと思っております。

## （2）鴨川の河川環境について

○金田座長

意見交換の2番目に移らせていただきたいと思いますが、「鴨川の河川環境について」ということで、そこにゲンジボタルの調査と、鳥類調査と、自然にかかわる協働事業、3つ丸で書き上げてございますが、3つともまとめて御説明をしていただけませんか。お願いいたします。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料の8についてまとめて御説明申し上げます。

まず資料の8-1についてですが、前回、中州除去後の影響として植物とか底生生物についての御説明を行いました。ホタルの調査について12月に行いましたので、今回結果を報告するものでございます。

事前事後の結果では大きな変化は把握できませんでしたが、中州除去の工事後1年で評価をするものではないため、引き続き生息状況の把握に努めたいというふうに考えております。

続きまして、資料の8-2の鳥類調査の結果でございますが、これにつきましては京都土木事務所のほうから説明をさせていただきます。

辻野（京都府京都土木事務所）

平成22年度に鴨川の鳥類調査をいたしました。桂川の合流点から終野堰堤の上流にある高橋までの18.6km、それと高野川の鴨川合流点から八瀬の上流の西塔橋の6.2kmを調査いたしました。時期といたしましては4月、5月、6月、9月、1月の計5回調査をいたしました。確認種数としましては78種。5年前の平成17年にも同じような調査をいたしました。重要種としましては30種、平成17年度には32種ということで、5年間の経過からしますと、ほとんど変化はないというふうな調査結果になっております。

2枚目になりますが、重要種ということに限っておりますけども、鴨川にいます鳥類の図面を添付しております。

鴨川におきましては、下流域と中流域、植物園あたりですけども、そのところに種類が多く存在しているというのか特徴でございます。

以上でございます。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

引き続き、資料8-3につきまして、鴨川の河川環境にかかわる京都市さんの取り組みの情報でございます。表裏で2件ありまして、資料としてお配りしております。

まず、特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの緊急生息調査についてでございますけども、これは以前から鴨川府民会議での話題にもなっておりました中国オオサンショウウオとの交雑が進んで、固有種が絶滅するおそれが指摘されていることを受けて、京都市さんのほうで文化庁の補助事業で23年度に調査を行うというものでございます。調査結果に注目していきたいというふうに考えております。

それから、次に裏面につきましては、京都市の所管されております部署から説明をいたしたいと思えます。

○村上（京都市環境政策局地球温暖化対策室）

京都市の環境政策局地球温暖化対策室のほうから御説明をさせていただきます。村上と申します。よろしくお願ひいたします。

本当に先ほどからお話を聞いていまして、府市の連携というのはすごく大事だなということで、この事業は府市で連携をいたしまして、京都が誇る鴨川を舞台にさまざまな関係者の方々と協働の組織を立ち上げまして、今、放流のアユしかいない状況なんですけども、この鴨川に天然アユを呼び戻そうという運動を展開いたしまして、多くの府民・市民の方々に御協力を呼びかけるということを通じまして、鴨川環境、自然環境全体、あるいはライフスタイル、地産地消、いろんな問題提起をしていきたいというふうにご考えております。

先ほどからお話を聞いていまして、賀茂川の源流・上流のことも出ておりましたけれども、生き物をはぐくむ環境を考えるとということから、上流の森林のことにも目を向けていただくとか、さまざま鴨川に関心を持っていただけたらなというものでございます。

具体的な事業内容でございます。その事業概要の（１）（２）のところにありまして、京都府と京都市で半分ずつ補助をいたしまして協働組織を立ち上げていくということで、（３）のところにありますように幾つかの事業を考慮しております。天然アユの遡上促進ということでございますが、実は鴨川の水質が、一時高度成長期のころに汚濁しました関係でなかなか生物がすめないという環境になってきたんですけれども、先ほどの御報告でもありまして、水質のほうは相当きれいになってきておまして、鴨川から本来アユは下って海で育ってまた上ってくるということなんですけども、淀川をずっと上がってきていると。それで、対象区域であります桂川との合流地点のすぐ上の龍門堰のところまでは天然のアユが来ているということ、非常に熱心な京都市のサカナ君みたいな職員がおりまして、突きとめまして、そこまでは来ているということがわかっておりますので、何とかそこをみんなで上げるということをやってみたい。その龍門堰はかなり落差がありますので、そこに、仮に魚道などをつけるなどのちょっといろんな実験をしてみましてアユの遡上の手助けをする。その段階から市民の方々、府民の方々を巻き込みまして、子供さん方にも観察とかいろんなことに参加していただいたり、あるいは自然に関するセミナーを開いたりということで、さまざまな情報発信をしていきたいというふうにご考えており

ます。

それで、この活動に協賛する企業さんなども広く募りまして、最初のスタートは100万円という、京都市が100万円、京都府さんも95万円出していただくんですか、小さな事業ですが大きくしていけたらなというふうに思っております。

将来的には、先ほど、あるべき姿の御検討ですとか魅力の発信といった関連する話もさまざまございましたが、そういった動きにもつなげていけたらなというふうに思います。皆様の御理解、それから今後の御協力をお願いするものでございます。大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。これで3件の御説明は。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

はい、これで資料の説明は以上でございます。

○金田座長

何か御質問、御意見。はい、どうぞ。

○池永

済みません。ゲンジボタルにかかわる調査ということで、非常に荒っぽい調査報告書がきょう出てると思うんですよね。正直な話、私はゲンジボタルの調査の専門家でもなんでもありませんけれども、なぜこれが幼虫の調査なのかというのが一つよくわかりません。例えば、21年度の9月7日にやってらっしゃいますけれども、本来でしたら6月段階でどれぐらいのホタルが飛んでいるかということ調べて、その翌年の工事した平成21年6月にどのぐらいのホタルの個数が確認されたか。これが本来、常道の調査方法ではないかというふうに私は思います。

それで、例えばこれは任意箇所採取する方法でやったとおっしゃっておられますけれども、例えば今回のしゅんせつした面積、川幅20mないですか、10m掛ける流れ方向100mとしましたら2,000平米ですか。その間に、例えば1平米角で何カ所のサンプリングを行ったか。やるとしましたらですね、多分そういう方法をとってらっしゃるのかもわかりませんけれども、そういったことも一切書かれておりませんので、推測しかわかりません。

なぜ幼虫なのか、なぜそういうサンプリングが何カ所で行われて、どうだったかということの前提がほとんど書かれていないので、ただ単に、幼虫がやる前1個で、やった後7個見つかりましたと。結論から言えば、これはホタルがふえたんじゃないかと、そういう

ふうに取り取れない調査結果が出ているんですけども、ちょっと私先ほど質問しましたように、何平米の対象に対して1平米をスコップで掘り起こして幼虫を見つけた。その調査箇所は何カ所やられて平均何個幼虫が見つかったのか。そこを一つ明らかにしていただきたいというのと、私は正直な話、やってしまったことに対してどうこう言うつもりはないんですけども、今回と同じようなやり方が行われたら、またホタルが激減すると。高野川の上流でこれ書いてらっしゃいますけれども、高野川の下流数百メートルのところではほぼホタルが壊滅したというお話を先般私は申し上げましたけれども、余りにもこの調査のやり方がずさん過ぎるというのと、報告書もずさんです。またこれと同じような調査を今後続けるというふうにしたとしても全く意味はありません。もしやられるのであれば、事前にホタルは何匹その年飛んでおって、工事後どのぐらい減ったのか。これを近隣の居住者の方に聞くなり、具体的にそういうやり方でやらない限り、このような報告ではちょっと受け入れがたい内容だと思っております。

以上です。

○金田座長

調査方法についての御質問ですが、いかがでしょうか。

○辻野（京都府京都土木事務所）

済みません。ホタルの調査方法なんですけども、区間が800mほどありまして、そのところについて、大体ホタルの幼虫というのは水際におりますので、水際のところを何カ所というところはないんですけども、網などですくって、おるかどうかと。いろんな生物も含めてですけども、どんな生物がいるのかという調査の中で今回ホタルの幼虫が7個いたというふうなことでございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○池永

済みません。私は専門家ではないので、簡単な本を読んだ程度の知識しかないのでけれども、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルというのは、多分、冬の間等は中州とか寄州とかによって地中におるというふうに私が読んだ本では書かれたと思うんですけども、ですから私、中州なりの1平米だったら1平米をスコップで掘り起こして、その中に幼虫が何匹いたかというのを見られたのかなと思って先ほどのような質問をしたんですけども、ただ、今のお話でしたら、水際を網ですくって幼虫の数を数えられたというお話だっ

たと思うんですけれども、ちょっとこれは専門家の方がいらっしゃったら聞けばいいと思うんですけれども、そういったことが、こういった河川工事をやられる前の環境調査で、ホタルの生息に関して調べるときの一般的な調査方法というふうに理解してよろしいでしょうか。

○金田座長

事務局のほうはいかがでしょう。

○辻野（京都府京都土木事務所）

ホタルだけとは限らないですけども、底生生物の調査というふうな一環でしておりますので、その中でホタルも含めてやっております。

○池永

済みません。ホタルに関して、ですから水中で過ごす昆虫なり魚のたぐいと、冬の間、陸地といいますか中州なりに上がる分と一緒にして調査というのは実質的には難しいのではないですか。

○辻野（京都府京都土木事務所）

水際のところをスコップで掘るというのではなくて、ドジョウすくいみたいな網のものでございまして、そこにおる生物を調べるというふうなことでございます。

○池永

そういうことでしたら、ホタルの調査がメインではないですね。

○辻野（京都府京都土木事務所）

済みません。事後調査につきましてはホタルをメインに調査をいたしております。

○金田座長

今いろいろと調査方法について疑問を出していただいておりますが、調査方法の有効性とか、一般的にとられている方法に比べてどうなのかということも含めまして、ちょっと改めてこれに関しては御報告いただくということにさせていただきたいと思いますが。

ほかに何か御質問。はい、どうぞ。

○中村

中村です。私も今、池永さんがおっしゃったように、この報告書だけ見たら、しゅんせつしたらホタルふえるんやと思って。多分、コンサルの方が調査をきっちりとされているんだと思うんですけど、次回るときにでも、また調査の仕方を教えていただけたらうれしいです。

さきのメンバーにホタルを守る会の方がいらっしゃいましたよね。あの方なんかは鴨川でやってられるんだから、いろいろと参考になる意見を聞かせていただけたらと思うんですが。

ホタルのことは私は全くわからないんですが、今質問させていただくのはオオサンショウウオの件なんですけれど、事業概要として交雑種のほうを捕獲して「一時保管し」というふうに書いてあるんですが、多分、松井先生を先頭にこの調査は行われると思うんですが、具体的に、どこでどういうふうに保管して、結局、オオサンショウウオというのはすごく長生きするんですけれど、どうされるのか、もし計画がありましたらお聞かせください。

○金田座長

お願いします。

○西村（京都府建設交通部）

今お聞きしている内容でいきますと、まず鴨川の上流域にオオサンショウウオが多数いるというふうにお聞きしておりまして、現地のオオサンショウウオを捕まえてみまして、それがDNA鑑定をするというふうに聞いておるんですが、DNA鑑定をすると、4代ぐらい前まで交雑がされていたかどうか今は特定できるらしく、中国オオサンショウウオの場合はもとの川に戻すのではなくて隔離をする、交雑種の場合ももとの川に戻すのではなくて隔離をするというところまでは聞いております。隔離箇所については、どれだけ捕まえられるかによるという話を聞いておりまして、どこか大きなプールが確保できるのかどうかというのをいろいろ漁協さんも含めてお話をされているやに聞いております。

隔離した後、交雑種とか中国オオサンショウウオの対応をどうするのかということにつきましては、文化庁とか環境省のほうと調整して最終的な対応を決めていくというお話を聞いておりますが、場合によっては、中国へ持って帰るわけにはいきませんので、殺処分とかそういうことも選択肢の一つとしてあるのかなということはこちらと聞いております。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

松井先生にお聞きしたところ、交雑種が相当数いるとお聞きしているんですが、それは

やっぱり全部捕獲せえへんかったら意味ないですよ。だから、それを徹底してやられるんやったら大変な作業やなと思ったんですが、特定外来種でなくっても交雑種、外来種の場合は根絶を図れと法律では決められているんですが、今回の場合は根絶を図るといふような対応策を講じられる可能性もあるということですか。また結果がわかれば教えてください。

○西村（京都府建設交通部）

実はまだ、これは予算の話をお聞きしただけで、これから詳細なやつを、先ほど中村さんが言っていた専門家の先生の御意見も聞きながら考えられるというふうにお聞きしております。

当然、情報が入りましたらこういう府民会議の場で、こういう方法でやられますと。当然、皆さんにも関心を持って一緒に考えていただくべき事案かなと思っておりますので、御意見もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

文化庁の補助事業だということですので、それがどういう形の補助事業で、どういう中身なのかということもあわせて知らせていただけたらと思います。

○西村（京都府建設交通部）

現時点でわかっているのは、文化庁の特別天然記念物を守るための補助事業ということで、こういう事業はほとんどないらしいです。初めてこういうことで予算化されたという非常にまれな事業というふうにお聞きしております。

以上です。

○金田座長

私もそれは聞いたことなかったの。

○中村

先生済みません、もう少し。これちょっと余談になるかもしれないんですが、よくオオサンショウウオがいたとって市民の方が警察へ持っていかれるんですね。それで、警察のほうから日本野鳥の会の事務所のほうにどうしたらいいんですかという問い合わせが結構来るんです。ですから、そういう作業が進んだ時点で、警察のほうにもちょっと連絡しておいていただけたらありがたいです。

○金田座長

あの大きいやつが来るんですか、ちょっと個人的な関心でお聞きしてあれですけど。あ

んなのが来たら大変ですね。はい、どうぞ。

○田中

鴨川にオオサンショウウオが生息しているということを最初に調査したのは私たちでして、それは鴨川にダムができるという中での調査だったんですが、その時分はまだ在来種、固有種がずっと生息していて、それから24年たって現在こういう問題が起きているんですが、これはオオサンショウウオに限らずいろんな生物にいろんなハイブリッド的なものがたくさん出てきているというのは非常に悲しいことなんです、実はこれ、川の問題として、いわゆる河道内の問題、それから流域面での問題、いろいろ重なってくると思ひまして、先ほどアユの問題も出てきたんですが、実は前々回も出ましたけども、森林という問題について、実はシカの食害、これが今大問題でして、北山からは本当にクマザサというものが一切なくなりました。そして、下草類もほとんどありません。土がむき出しになっています。ごくごく限られた植物だけ、シカが毒性があるのかどうか食べられないのが何種類か残っているだけです、極端に言えば。その後どうなるかと言いますと、もちろん土砂だけで、土だけが表面になっていますから、これは雨が降ったときにどっと流れます。それは川に影響がすぐ出てきます。ピンポイント的な雨が降ればさらに状況は変わります。先ほどアユの話が出ていましたけれども、鴨川にアユを放流して生育しない理由というのはどういうことかという、専門家のお一人に聞くと、アユの食する純粋なコケが全部河床の変化、つまり土砂の流入によってコケができないということも聞きました。

そして、最近実は私も山寺に住まわせてもらって長いんですが、私の住んでいる庫裏の周囲にヤマドリって御存じでしょうか、キジによく似た。ヤマドリの家族がうろうろしております。食べ物がないんです、実際に。それは下草がなくなったもんですから、春新しい芽が出てくるそれを食べたいんですが、ないんです。いまだかつて僕の住んでいる周囲にヤマドリなんか出てきたことない。山の中で見ようと思ってもなかなかヤマドリに遭遇にしない。これはキジ科の仲間なんです、非常に雄は尾っぽが長くて本当に珍しいんですが、これがもう食べ物がないということで私たちの住んでいる家の周囲のわずかに残っている草を、小さな新芽などを食べに来ています。それぐらい非常に深刻な状況になってきております。

だから、先ほども申し上げましたように、シカがこれだけ大量にふえてきたということは、狩猟法でたしか40年間雌ジカを捕獲してはならないという大きなネックがあったわけなんです。それによってふえたという節もあるんですが、とにかくふえてふえて、今は

もう大変な状況になっております。

これは先ほど申し上げましたように、河川を論じるときに川だけを論じていても、川に大変な影響が出だしているという。これはアユのこともそうですし、ほかの川の中の生命もすべてそうなんです。

で、私が申し上げたいのは、林務課、特に京都府。森林の問題でこのシカ対策をどうするかというのを直接的にやっぱりまともに正面から考えていただきたい。でないと、毎年ひどくなる一方で、非常に生態系に大きな問題が出てくると思いますので、一つ川を守るという意味では森林を守る、そして森林を守るという意味ではシカをどうするかという、このシカの食害について川の流域の面での最大の課題として、ぜひ林務課と一緒に考えていただきたい。その結果、土砂がむき出しになるということは、実は河川条例でも問題になっていますが、倒木がそのまま川に落ち込んでいきます。そうすると、川の中は倒木だらけになって、結局洪水が起きたときに下流でどうなるかというのは一目瞭然ですから、多面的にこれが大きな問題になっておりますので、山に住んでいる者の一人として、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと、このように思っております。

○金田座長

特に先ほどの情報収集という点でも出てきましたけれども、自然環境を、特に生態系も含めてどう考えるかということは、これはちょっと改めて、すべてではないにしろ集められるデータは集めて、一度この府民会議の議論の場にのせていただいたらありがたいかと思えます。

というふうに、それをちょっと先送りさせていただきまして、ほかに2番の河川環境にかかわる報告について何か御意見が。はい、どうぞ。

○大牟田

この間、21日に「水源フォーラム」というのがありました。それで、滋賀県の琵琶湖の方、朽木の方とか淀川、桂川の方々が50人ばかり集まってフォーラムをなさったんですけど、そのときシンポジウムが終わってからみんなに、今度、天然アユを上らせるのに予算がついたよと言ったらみんなが振り返って、わあ、それはいいねと。淀川は物すごく遡上アユが来ているんだそうで、それはいいねってみんなが振り向いてくれました。それで、これはとっても私たちもうれしいんです。今深刻な問題がいっぱい出まして、それもしないといけませんけど、天然アユをあそこの龍門堰のところで、竹でも何でもいいですけど、ぜひ上らせてください。みんな期待しています、淀川の方たちも。

で、ああそうか、その水源はみんな琵琶湖であったり、淀川は私たちが水源ですし、アユを中心にして、とにかく私たちの鴨川も、桂川もやっぱりきれいにしないといけないんだと、連帯感というか何かそんなものがありましたので御報告いたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

今、環境全般的なこと、シカの急増に対してどうするのかということも含めまして御意見をいただいております。改めて取り上げる機会をぜひともつくっていただきたいと思いますが、時間が既に予定を過ぎております。もし、特にということでなければ先に進めさせていただきますんですが、よろしいでしょうか。

### (3) 鴨川四季の日～春～実施について

○金田座長

それでは、最後の意見交換の話題になりますが、「鴨川四季の日の～春～の実施について」、説明をお願いします。

○福井（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料の9でございます。

ことしの「鴨川四季の日～春～」につきましては、4月2日から4月10日にしたいというふうに考えております。この期間内に予定されている鴨川茶店などを京都府のホームページや庁内の掲示などで広報したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

鴨川四季の日の春について、何か御意見ございませんでしょうか。

もしなければ、これはちょっとルーチン化していると申し上げると失礼ですがけれども、既に方法論は確立しておりますので、そういう意味では順次お進めいただきたらと思います。もし特に御意見がなければ、大変時間の配分うまくいかないというのは常にうまくいかないんですけれども、予定の時間を20分ばかり過ぎてしまっておりますので、本日の会議はこれにて閉じさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。司会をお返しいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、金田様ありがとうございました。これをもちまして本日の予定はすべて終了してございます。次回の日程でございますけれども、例年、第1・四半期ということで

5月か6月ごろに第14回の鴨川府民会議を予定したいと考えてございます。事務局で皆様の御都合を調整の上、改めて御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

[午後 4時50分 閉会]